

綿 ス フ 織物情報

2018年(平成30年) 1月号 Vol. 1822

発行所：一般財団法人 日本綿スフ機業同交會

東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連會館 2F

TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679

URL : <http://www.jcwa-net.jp/>

主 な 内 容

「年頭挨拶」貝原良治(日本綿スフ織物工業連合會會長)／「年頭に寄せて」多田明弘(經濟産業省製造産業局長)／「年頭所感」安藤久佳(中小企業庁長官)／「年頭所感」杉山 真(經濟産業省製造産業局生活製品課長)／綿工連綿's俱樂部委員會開催／JETRO「欧米向けテキスタイル輸出展示商談會」開催／日本纖維産業連盟常任委員會開催／SCM推進協議會「第2回取引改革委員會」開催／一般財団法人日本綿業振興會「企画委員會」開催／綿スフ織物業がセーフティネット保証5号の指定業種に／「自主行動計画」フォローアップ調査結果／平成30年度関稅率及び関稅制度の改正等／平成30年度与党稅制大綱の概要／平成30年度予算案(政府案)・平成29年度補正予算案閣議決定／EPA、TPPの動向／特許公開情報

※「諸外国・地域における放射線検査実施状況等(鈹工業品分野)」は2016年6月号の5月31日付けデータを参照ください。

年 頭 挨 拶

日本綿スフ織物工業連合會
會長 貝原良治

新年あけましておめでとうございます。

昨年も、国内外ともに、政治、經濟狀勢など激變の年ではなかったかと思ひます。

国内外ともに、まだまだ厳しい、難しい環境が続く中で、産業が浮上していくためには、一歩でも前向きで新しいものづくりを、引続き積極、果敢に取り組み、構造改革の推進、需要振興・市場開拓に全力をあげて取り組む必要があります。

日本織物産地、日本纖維産地であるとの強い意識・絆の下、海外との競争に勝ち抜くためには、思い切った構造改革を一体となって進めることが必須であり、その後押しができればと思ひます。

ております。

また、取引問題につきましても、不合理な取引慣行の改善に積極的に取り組みたいと考えております。

繊維業界全体での「歩引き全廃」宣言、下請法運用基準の改正、公取委の下請代金の支払い方法に関する改善通達等を踏まえ、下請け取引ガイドラインを活用した取引先との基本契約の締結など、産地ではまだまだの状況にあり、気を引き締めて取り組む必要があります。

繊維業界にとって大きな課題であるTPP協定交渉については、一昨年 2 月の参加 12 カ国による署名が行なわれ、我が国においては、条約批准のための国内手続が終了しましたが、トランプ米国新大統領から「国内雇用者を保護し、公平な交渉が期待できる二国間協定」に視点を移し、TPP12協定から離脱する旨宣言が行なわれ、昨年 1 月の米国離脱に伴い TPP12協定への道が閉ざされました。

その後米国を除く 11 カ国ベースで TPP11 交渉が行なわれ、米国が復帰するまでの間の凍結項目を含んだ協定内容で昨年 11 月に大筋合意となり、今後各国での手続が行なわれることとなっています。

TPP11と同様重要な広域経済連携協定である、日・EU EPA については、7 月に大枠合意、12 月には交渉妥結となり、今年は協定締結に向けた作業が開始されるほか、日本とアセアン 10 カ国及び中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの 16 カ国からなる RCEP(東アジア地域包括的経済連携)についても交渉が精力的に行なわれており、RCEP の一部地域となりうる日中韓 FTA など、今年はこれらの広域経済連携協定交渉の進展が見込まれます。

綿スフ織物業界としては、これらの協定の進展を踏まえて対応すべく準備が必要であり、日本政府におかれては、これらの協定の締結、発効へ向けてレベルの高い、効果の出やすい方向へ、今後とも引続き、粘り強く、最善の努力をぜひお願いしたい。

関税率の撤廃に関しては、イコールフットイングの考え方が必要であり、公平な交渉が不可欠。

また、我が国のテキスタイルは、繊維貿易のなかでも最大の輸出競争力を有するアイテムで、欧米からも、その技術力、品質、感性に対して極めて高い評価を受けています。

本年度も、中小企業の商品開発、生産性向上を目指したものづくり、販路開拓、展示会出展等に対する支援措置が補正予算(案)、2018年度本予算(案)に盛り込まれており、中小・零細企業でも取組める仕組みとして実施していただきたい。

景気回復の実感が全くない現状ですが、一丸となって鋭意、知恵を出し合って、解決策を見つけなくてはいけないと切に願っております。繊維産業にとって良き年となることを祈念いたしまして私の年頭の挨拶とさせていただきます。

平成30年 元旦



年頭に寄せて

経済産業省
製造産業局長
多田明弘

平成30年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

我が国経済は、5年間のアベノミクスでの様々な改革や金融・財政政策によって、名目GDPが安倍内閣の発足以降 50兆円を超える増加、就業者数が4年連続の増加、正社員の有効求人倍率が1倍を超えるなど、経済の好循環が、着実に実現しつつありますが、中小企業・小規模事業者における景気の実感は、未だ十分ではないと認識をしております。経済成長の果実を中小企業・小規模事業者も含め、全国津々浦々に広げるため、製造産業局長の立場から、本年も、引き続き、全力で取り組んでまいります。同時に、安倍内閣では、「生産性革命」を政策の柱の一つに位置づけており、製造業における「生産性革命」の実現に向けて貢献していく所存です。

その実現に向けた鍵の一つが、「Connected Industries」です。これは、様々な業種、企業、人、機械等が繋がることにより、新たな価値創出や生産性向上を図り、顧客や社会課題の解決を目指す、産業の未来像です。昨年10月、世耕大臣が公表した、「東京イニシアティブ」に掲げられた、「ものづくり・ロボティクス」、「自動走行・モビリティサービス」、「バイオ・素材」等の重点分野における取組を、「協調」をキーワードに、「Connected Industries」のコンセプトが具体的なアクションとして広がっていくよう、政府としてもその環境の整備に力を注いでまいります。

に、「Connected Industries」の取組を進める上で、サプライチェーンで繋がる中小企業の参画も重要です。一部の大手企業だけが熱心に取り組んでも、サプライチェーン上の「繋がる」仕組みが力を発揮することはありません。日本経済を支える中小企業が「Connected Industries」の動きに遅れることなく参画していけるよう、伴走型の支援に取り組んでまいります。こうした取組に加え、中小企業の取引条件を改善し、サプライチェーン全体で付加価値を生み出す取組も不可欠です。昨年は主要産業界において業種別自主行動計画や未来志向型・型管理アクションプランが策定され、着実に取組が進んでまいりましたが、政府としても引き続き自主行動計画の策定業種の拡大や未来志向型・型管理に向けたアクションプランの一層の浸透など、中小企業の取引条件改善に向けた取り組みを粘り強く行ってまいります。

また、グローバルな「繋がり」も重要です。昨年は、日EU・EPAの交渉妥結やTPP11の大筋合意など、自由貿易経済の旗手として日本が大きな存在感を示した1年でした。本年も、グローバルに活躍する我が国企業を後押しすべく、日EU・EPAやTPP11の早期署名・発効に加え、質の高いRCEPの実現など、高い水準の経済連携協定の実現に努めてまいります。

最後に、この機会に、我が国製造業への期待を述べさせていただきたいと思います。キーワードは、「スピードあるアクション」、「個性ある経営」、「大胆な挑戦」にあると考えています。IoTやAI等の急速な技術革新の進展を始め、製造業を巡る環境が我々の予想を超えるスピードで変化する中で、前例にとらわれない果敢な経営判断を、柔軟にスピード感をもって進めていくことで、世界をリードしていくことが必要であります。一方で、「勝ち筋」は、決して一本の道ではないと考えております。それぞれの企業が創意工夫のもとでその個性を存分に発揮することが求められているのではないかと思います。世界の製造業においても、この先が読めない時代に試行錯誤を重ねて、「勝ち筋」を模索しております。我が国の製造業においても、今一度「挑戦者」の意識に立ち戻っていただき、新たな発展の道を切り拓いていただきたいと思います。私自身、製造産業局長として、企業の皆様の積極果敢な取組を精一杯後押ししていきたいと思っております。

末筆ながら、本年の皆様の御健康と御多幸を、そして我が国製造業の着実な発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

平成30年 元旦

年頭所感

中小企業庁長官
安藤久佳

平成30年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

安倍内閣の発足以降、名目GDPは約45兆円増え、雇用は185万人近く拡大し、企業収益が過去最高水準となり、昨年7月から9月までのGDPは年率換算で実質1.4%増となるなど経済の好循環は着実に回り始めていることがうかがわれます。一方で、地域経済は、業種、企業規模、地域によっては、未だ厳しい状況におかれているところがあるのも事実です。また、中小企業・小規模事業者は、少子高齢化に伴う人材不足や大企業との生産性の格差など、構造的とも言える課題にも直面しています。中小企業庁としては、こうした懸念を払拭して経済の好循環を確実なものにしていくため、以下の分野に重点を置きつつ効果的な取組を行ってまいります。

第一に日本経済・地域経済を支える中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継に向けた集中支援を行います。今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万人(日本企業全体の1/3)が後継者未定です。現状を放置すると、中小企業・小規模事業者廃業の急増により、2025年頃までの10年



間累計で約 650 万人の雇用、約 22 兆円の GDP が失われる可能性があります。そのため、経営者の早期の気づきの促進から後継者とのマッチング、事業承継、第二創業まで、切れ目のない支援を今後 10 年集中して実施してまいります。

第二に日本経済の生産性を抜本的に高める生産性革命を牽引するため、中小企業・小規模事業者における設備投資支援、IT活用支援を抜本的に拡大していきます。このため、自治体を選択した固定資産税の減免措置に合わせて、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の重点支援等を行ってまいります。また、生産性向上の鍵となる中小企業・小規模事業者へのIT導入についてはまだ導入が進んでいない層に対して、どのように IT 導入を進めていくかが大きな課題です。そのため、生産性向上につながる IT ツールの見える化を図るとともに、中小企業の身近な支援者である皆様と連携して IT 導入を進める体制の構築を図ってまいります。

第三に中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた対策を行います。「働き方改革」は、女性、若者、高齢者等、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」実現の最大の鍵であり、我が国雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者において着実に実施することが必要です。具体的には「働き方改革」の理解を図り、相談に応じ、支援を行う体制を構築します。また、人手不足感の強い中小企業・小規模事業者において、女性・若者・高齢者等がさらに活躍できるよう、環境整備、マッチング、人材の育成等を支援してまいります。

最後に、去年は台風等の自然災害による被害に見舞われた年でした。また東日本大震災と熊本地震からの復興も道半ばであります。中小企業庁として被災地の方々の気持ちに寄り添いながら被災地の復旧・復興のために必要な措置を講じて参ります。また現場の方々の声を聞きながら被災中小企業・小規模事業者に対する支援の在り方や災害発生前の中小企業・小規模事業者に対する災害対応強化のための支援策などについて検討を進めて参ります。

本年が中小企業・小規模事業者の皆様にとって、大きな飛躍の年となるよう心より祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成30年 元旦

年頭所感

経 済 産 業 省
製造産業局生活製品課長
杉 山 真

あけましておめでとうございます。平成30年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

昨今の国内の繊維産業を取り巻く状況を顧みると、生産の海外移転等により、国内の繊維事業所数・製造品出荷額とも1991年比で約4分の1に減少しています。また、国内アパレルの市場規模についても、バブル期の15兆円から近年は10兆円程度に減少する一方、輸入浸透率は増加の一途を辿り、足下では97%に上っています。

他方、世界的には繊維産業は成長産業です。長年の厳しい国際競争の中で生き残った素材メーカー等は相応に強いものづくりの地力を有し、我が国は糸やテキスタイルの主要輸出国のひとつとなっています。また、海外の展示会に多数の国内生地メーカーが出席・受賞するなど、日本のテキスタイルは世界でも高い評価を得ています。

また、インターネットが普及した現在、従来の店舗販売中心であった衣料品の販売形態においてECの存在感が増しており、衣料・服飾雑貨等のEC市場は2016年には1.5兆円(前年比10.5%増)、EC化率も10%を超える状況にあります。

このような環境の中、昨年7月、生活製品課発足1年を機に、繊維行政を含め当課の行政を行う上での取組・考え方を整理した「取組方針」をとりまとめました。この取組方針では、「生活をよくする製品(生活の質の向上)」「消費者本位でのものづくり」「適正な価格」「Connected Industries(ソリューション志向)」の4つの視点を掲げています。

これは、繊維産業を含む生活製品産業は、人々の生活の質の向上に貢献できるという社会的意義を認識し、消費者本位の良質な商品・サービスをその価値に見合う適正な価格で提供すること、IoT等の新たな技術を活用しつつ、作り手と消費者、産地間や異業種間等の様々なつながりをもって、ソリューション志向のものづくりを進めることが重要である、との考えに基づくものであります。

当課としては、この方針の下で、繊維業界の皆様方と双方向の対話・議論を進めながら当課の取組を進めていくこととしています。また、これら4つの視点の下、創意工夫をもって前向きかつ意欲的に取り組む事業者の皆様方をしっかり支援していきたいと考えています。

具体的な取組内容として、1点目は、Connected Industries です。当省では、機械、データ、技術、人、組織など様々なつながりにより新たな付加価値を創出する「Connected Industries」のコンセプトの下、社会課題解決と産業競争力を強化する取組を進めています。このコンセプトは、例えば消費者のライフスタイルが多様化する中、様々な業種が従来の枠を超えてつながること



で、消費者のニーズに即した新たな商品・価値を提供していくということであり、繊維産業においても新たな価値創造が期待されます。当課ではこうした動きを踏まえ、「生活製品におけるIoT等のデジタルツールの活用による生活の質の向上に関する研究会」を立ち上げ、スマートテキスタイルとファッションテックを中心に今年度中に報告書を取りまとめ、当省HPで公表する予定にしています。

2点目は、スマートテキスタイルです。IoT社会の到来に伴い、着るだけで生体情報の測定が可能となるなどのスマートテキスタイルが注目されています。各社においては、大学や異業種と連携しつつ開発が進められており、最近では、スポーツ、医療、介護、建設、運輸、農業等の分野において実際の活用が試みられています。当課としても、先述の研究会において取り上げ、今後の取り組むべき方向性について検討する予定にしています。また、スマートテキスタイルを日・仏間の戦略的協力分野として位置付け、共同研究開発を進めていくこととしています。

3点目は、標準化です。日本の技術力を活かした高機能繊維は、新たな素材であることから統一的な評価基準がなく、安価な外国製品に対する日本製品の優位性が発揮できないケースなどがあります。このため、高機能繊維を用いた新素材や商品開発に当たっては、試験・評価手法に関する標準化を推し進め、その利用促進を図ることが重要であることから、引き続き標準化に係る民間団体・企業の取組を支援していきます。

4点目は、海外市場展開への支援です。国内市場は少子高齢化等により成熟化が進む一方、世界経済は今後も拡大を続けることから、インバウンドを含めた海外需要を積極的に開拓していくことが重要です。テキスタイルの分野では、海外バイヤー向けに開発するなど創意工夫したテキスタイルを発信して海外顧客の獲得につなげている企業があります。また、アパレル分野でも海外に直営店舗を出店する等の方法で日本製衣料品の海外販売に挑戦している企業があります。

当課としては、TPP11や日EU・EPA等の通商交渉、日仏繊維協力等の対話や標準化等の環境整備に引き続き取り組むとともに、自らの努力で海外展開に挑戦する企業をジェットロやクールジャパン政策等と連携しつつサポートしていきたいと考えています。

5点目は、サプライチェーンの再構築です。アパレル企業には、主体的に創意工夫を発揮して産地の優れた素材や技術を積極的に開拓・活用し、我が国ならではの高品質な衣料品を企画・販売して国内外の消費者に訴求していくことが期待されます。また産地企業には、海外生産に代替されない付加価値の高い素材や技術を提供・訴求するとともに、国内での良質なものづくりにこだわる意欲的なアパレル企業等との連携や、各工程の産地企業間の連携を模索するなど、両者において主体的にサプライチェーンの再構築を図っていく必要があると思います。当課としては、特に産地発のサプライチェーンの再構築に期待しており、後継者問題を抱える企業の事業承継を含む産地内の事業再編や産地間・異業種間の連携等を通じたサプライチェーンの再構築・合理化に対してしっかり支援をしていきます。

6点目は、商取引慣行の見直しです。一昨年に世耕経済産業大臣が発表した「未来志向型の取引慣行に向けて(通称:世耕プラン)」に沿って、当課においてもサプライチェーン全体での

取引の適正化と付加価値向上を進めるための取組を続けています。日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会による「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」の策定を受け、発注元に対して歩引き取引の廃止を要請するなどの取組を進めていると伺っておりますが、引き続き、業界をあげて自主行動計画の実施を着実に進めていただきたいと考えています。また「適正な価格」の観点から、過剰供給(余剰在庫)と値引き販売等の常態化・悪循環が原価率や品質の低下を招き、価格の信頼性を損ねていることに鑑み、自主行動計画における「適正な原価率及び利益の確保」、「消費者に対する正価の信頼性の維持・向上」について、業界の前向きな取組が進むよう強く期待しています。

近年の国産綿織物は、織・加工の技術を複合したファッション性の高い素材やストレッチ加工を施したものなど素材の高付加価値化、高性能・高機能生地の開発にも精力的に取り組まれるなど、新たな可能性を追求する試みを進められていると承知しています。業界の皆様方におかれましては、業界内外の事業者とともに Connected Industries の取組やサプライチェーンの再構築等を進めることにより、個々の消費者のニーズにきめ細かく対応した製品や技術を提案されることを期待しています。

日本のものづくりの中でも、繊維産業は高度な技術力と感性により、利便性、機能性において、あるいは、デザイン性、ファッション性、ストーリー性において、あるいはレジャー、ヘルスケア、スポーツ、エシカル等の観点において、国内外の消費者ニーズに対応した付加価値の高い商品・サービスを提供することにより、人々の生活の質の向上や生活文化の発展に貢献できる重要な産業です。特に繊維製品が出来上がるまでの長いサプライチェーンの中には、日本人として自信を持ってアピールできる高い技術力があります。こうした日本の強みを活かしてサプライチェーン全体を発展させていくことが重要となる中、当課としても、業界の皆様と意見交換を密にし、御理解と御協力を賜りながら、今後とも意義ある取組を進めてまいりたいと思います。

最後に、皆様の御健康と御多幸を心から祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

平成30年 元旦



●綿工連綿's 倶楽部委員会開催

12月2日(土)、東京新宿の文化服装学院会議室において綿工連綿's 倶楽部の委員会が開催された。当日は各産地委員と文化服装学院からファッションテキスタイル科の太田教授、同校ファッションリソースセンターの上田室長と西形氏が出席した。

前半の委員会においては3月の今治での今年度全国交流会についてアクセスなど詳細を決定、昨年11月に東京で開催した「機屋の生地販売会」の報告が行われ、後半は文化服装学院との今後の取組みについて意見交換した。

●JETRO「欧米向けテキスタイル輸出展示商談会」開催

12月6日(水)、7日(木)の両日、大阪本町の綿業会館において日本貿易振興機構(JETRO)主催の海外バイヤー招聘生地商談会が開催された。綿工連傘下から遠州の古橋織布、天龍社の福田織物、大阪南部の辰巳織布、播州の阿江ハンカチーフ、岡山のタケヤリ、備中のクロキ、広島の新原テキスタイルが出展した。バイヤーはミラノから“Valentino”、パリから“MAISON KITSUNE”、ニューヨークから“Carolina Herrera”の生地調達担当者が来場、各企業ブースで熱心に質問や評価が聞かれ商談が行われた。

●日本繊維産業連盟常任委員会開催

12月12日(火)、東京霞が関の東海大学校友会館において日本繊維産業連盟の常任委員会が開催された。当日は、経済産業省製造産業局から多田局長、土田審議官、杉山生活製品課長、商務・サービスグループから清水クールジャパン政策課長ほかの出席があった。最初に、鎌原繊維産連会長と多田局長の挨拶があり、その後杉山生活製品課長が「繊維産業の現状と課題」、続いて清水クールジャパン政策課長より「ファッション政策について」それぞれ説明があった。その後、出席の各業界団体から業界の現状と問題点が報告され、経産省に対して施策での具体的な対応を要望した。

●SCM推進協議会「第2回取引改革委員会」開催

12月14日(木)、繊維産業流通構造改革推進協議会(SCM推進協議会)の本年度第2回取引改革委員会が東京TFTビルにおいて開催された。当日は、委員長の中央大学大学院細野教授による「インダストリー4.0で考える“モノ＊コトの成功方程式”」の講義の後、事務局より①第18回「経営トップ合同会議」、「聴き取り調査」の報告、②繊維産業の適正化取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた「自主行動計画」のフォローアップ調査の結果報告が行われた。

○「取引改革委員会」は取引慣行の改善に関する事業と、「取引ガイドライン」に関するアンケート調査の実施状況や普及活動について参加企業及び業界団体と連動して、併せて、各業界間における取引現場の諸問題について提言をすることを役割としている。

●一般財団法人日本綿業振興会「企画委員会」開催

12月14日(木)、大阪綿業会館において標記委員会が開催された。当日は2017年度コットンプロモーション事業の実施状況報告、2018年度の事業計画(案)、予算(案)について諮られた。また、「COTTON USA」のサステナブルな綿花栽培についての取組みが紹介された。

●綿スフ織物業がセーフティネット保証5号の指定業種に

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号について、平成29年度第4四半期の指定業種を公表。「綿・スフ織物業は」引き続きセーフティネット保証5号に指定された。

セーフティネット保証5号の概要

(別紙1)

1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けた中小企業者。

※企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。

ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

2. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合：借入額の100%

保証料率：保証協会所定の料率(0.7~1.0%)

●「自主行動計画」フォローアップ調査結果

平成28年9月15日に公表された「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」に基づき、各業界団体において策定された自主行動計画についてのフォローアップ調査を実施したが、その結果が中小企業庁においてとりまとめられた。

また、本年4月から開始した下請Gメンによるヒアリング調査の結果についてもとりまとめられた。経済産業省は両調査の結果などを踏まえ、さらなる改善に向けた取組を要請していくとしている。



1. 調査の背景・経緯

(1) 世耕プランと自主行動計画

○昨年9月に「未来志向型の取引慣行に向けて」(世耕プラン)を公表。

①価格決定方法の適正化、②コスト負担の適正化、③支払条件の改善を重点課題とし、昨年12月には関係法令の基準改正などを実施。

○併せて、主要産業界に対しては「自主行動計画」の策定を要請し、本年3月末までに8業種21団体において計画を策定・公表。

(2) フォローアップ調査の趣旨

○本調査は、各団体が策定した「自主行動計画」について、所属する会員各社の実施状況や課題などを業界自ら調査・把握してもらうことにより、今後より一層の取組の徹底、浸透を確保するためのもの。

2-①. 調査の概要

○本年9月～11月、6業種18団体がフォローアップ調査を実施し、経産省担当課を通じて中企庁に報告。 ※当庁への報告は、集計された数値のみ

<自主行動計画フォローアップ調査の調査主体>

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材	素形材8団体
建設機械	日本建設機械工業会
繊維 (2団体連名で策定)	日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会 (JEITA) ビジネス機械・情報システム産業協会 (JBMA) 情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ) 日本電機工業会 (JEMA)
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会

※国土交通省所管の建設業、トラック運送業については年度内を目途にフォローアップ調査を実施予定。

3-②. 調査結果概要【建機、電機・情通機器、繊維、ソフト】

【ポイント】

- 建設機械、電機・情報通信機器、繊維、ソフトウェアの各業界において、望ましくない原価低減要請の改善について、ある程度浸透。
- 建機や電機・情通機器においては、型管理の適正化につき、改善に向けた取組がみられ、実施済・実施中の企業が大半であるが、受注側の素形材業界では過半数が未実施であり、引き続き改善努力が必要。
- 建機では、全て現金払いをしている社も一部あるものの、依然として手形払いが多く、改善が必要。
- 電機・情通機器や繊維では、受注者たる中小企業の間でサイト120日超の手形受領の企業が相当数存在していることから、下流企業からの段階的な改善が必要。

10. 繊維業界

【概要】

- 望ましくない業界慣行の「歩引き」を廃止することについて、発注側大企業は88%が実施済、12%が実施中。受注側中小企業は42%が実施済、24%が実施中、34%が未実施であり、ある程度の浸透。
- 支払条件については、発注側大企業の27%がすべて現金払い、手形利用は50%未満が42%、50%以上も31%。
- 受注側の中小企業は45%がすべて現金払い、手形利用は50%未満が40%、50%以上は16%。
- 手形サイトについては、受注側の中小企業で、60日以内15%、90日以内35%、120日以内24%、120日超26%となっており要改善。



●平成30年度における関税率及び関税制度の改正等

12月14日(木)に開催された関税・外国為替等審議会の関税分科会において、保護主義を強める国際的状況が懸念される今こそTPP11、日・EUEPAの交渉において主導的な交渉を進めてきた我が国は自由で公正な貿易体制をつくることが重要との認識のもとに改正についての答申が出された。

繊維関係では、

- ①ラミー糸は輸入糸をすべて中国に依存している。国内麻製品(ラミー織編物)製造業は、最近の輸入ラミー糸の価格高騰を受け、中国製麻製品との競争が激化している。他方、国内でもラミー糸は生産されるが、国産ラミー糸は高品質で特定用途向けであって輸入品とは競合しないことから、関税によって保護する必要はない。生産コストが割高で、素材間の価格競争力で劣後していることから日本企業の国際競争力を強化する観点からも、ラミー糸の関税(基本税率9.6%)を無税とすることが適当であると考えられる。
- ②亜麻糸については平成29年4月から中国からの輸入亜麻糸は特惠関税適用除外品となっている(協定税率7.9%)が、特惠適用除外措置は国内産業のコストを増加させており、中国産の麻製品との競争力低下につながっている。国内で生産される亜麻糸は、高付加価値品であり輸入亜麻糸と競合関係になく、関税によって保護する必要がない。以上を勘案すると、平成30年4月以降、亜麻糸に適用される関税(基本税率9.6%)を無税とすることが適当である。
- ③繊維では関税率表第61類から第63類までの「ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの」に分類される繊維製品は、一般に「その他のもの」に比べ付加価値の高いものであり、国内産業保護の観点から関税率を高く設定するために存在するものであるが、「ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの」に該当するか否かを判断するためには製造工程や材料等に関する資料が必要であり、輸入者・税関双方にとって貿易手続き上の事務負担となっているため一部品目を除き国内税細分を統合する。

Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方②

2. 個別品目の関税率等の見直し

- 以下の品目の基本税率について、見直しを行うことが適当。

ラミー系	剣道用の小手	化粧品	繊維製品
<ul style="list-style-type: none"> ● ラミー系は麻製品の原料として、輸入の全てを中国に依存。 ● 国内の麻製品製造業は、最近の輸入ラミー系の価格高騰を受け、中国製麻製品との競争が激化。 ● 国産ラミー系は高品質であり輸入品と競合せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ用品（剣道防具一式等）を輸入する場合は関税無税となる一方、小手のみ輸入する場合は有税。 ● 平成24年度から中学武道が必修化している中、国産胴台等と輸入小手を組み合わせた防具一式に割高感。 ● 国産小手は高級品であり輸入品と競合せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 化粧品の品目区分の「その他のもの」の細分として、「油、脂又はろうをもととした調製品」（協定税率4.8%）と「その他のもの」（協定税率4.0%）とで異なる関税率を適用。 ● 輸入申告手続において分類等のための資料が必要となり、輸入者等に貿易手続上の事務負担が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関税率表第61類から第63類までの繊維製品は、「ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの」と「その他のもの」の税細分が存在。 ● 輸入申告手続において分類等のための資料が必要となり、輸入者等に貿易手続上の事務負担が発生。
<p>国際競争力強化の観点から、基本税率9.6%を無税とする。</p>	<p>消費者利益の観点から、基本税率7.8%を無税とする。</p>	<p>国内税細分を統合し、基本税率を4.0%に統一する。</p>	<p>一部品目を除き国内税細分を統合する。</p>

Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方③

3. 特恵関税制度に関する見直し

(1) 特恵関税適用除外措置の適用

- 特恵関税制度は、開発援助のため開発途上国からの輸入品に対する関税を減免するもの。適用実績が高中所得国の一部に偏在する状況を踏まえ29年度改正で基準を見直し。
- 部分適用除外措置の基準を踏まえ、農水産品9品目及び鉱工業品861品目について、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで特恵税率の適用対象から除外。
- 全面適用除外措置の基準を踏まえ、セーシェル及びアンティグア・バーブーダについて、平成30年4月1日から特恵税率の適用対象から除外。
- 国別・品目別特恵適用除外措置の基準を踏まえ、農水産品2品目及び鉱工業品49品目について、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで特恵税率の適用対象から除外。

(2) 特恵関税適用除外措置に伴う個別品目の関税率の見直し

- 特恵関税適用除外措置の見直しに伴い、平成30年度から特恵適用除外となる品目のうち、我が国産業への影響及び国内生産の状況等を踏まえ、以下の6品目の関税（基本税率）を無税とすることが適当。

(対象品目) ①ジスプロシウム鉄合金、②水酸化アルミニウム、③バラ・ターシャリ・ブチルフェノール、④オキシ塩化ジルコニウム、⑤ADAH/TEAH、⑥亜麻糸（単糸）



●平成30年度与党税制大綱の概要

自民、公明両党は12月14日、平成30年度税制改正の基礎となる「平成30年度税制改正大綱」と平成30年度予算案の基本的な考え方となる「平成30年度予算編成大綱」「平成29年度補正予算案」を発表したが、12月22日にこの税制改正案、予算案が閣議決定された。

平成30年度税制改正の大綱の概要

(平成29年12月22日 閣議決定)

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）の創設等を行う。また、地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行う。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税

○ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

・給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる。

○ 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

・給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。

・公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。

・基礎控除について、合計所得金額2,400万円超で控除額が漸減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。

資産課税

○ 事業承継税制の拡充

・10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。

○ 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

・同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税する。

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

・宅地等及び農地の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

○ 中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置

・革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置を創設する。

法人課税**○ 賃上げ・生産性向上のための税制**

・所得拡大促進税制を改組し、①平均給与等支給額が対前年度比3%以上増加、②国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上等の要件を満たす場合に、給与等支給増加額について税額控除ができる制度とする。

（注）中小企業については、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加等の要件を満たす場合に給与等支給増加額について税額控除ができる制度に改組。

・情報連携投資等の促進に係る税制を創設し、革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく設備投資に対して特別償却又は税額控除を可能とする。

・租税特別措置の適用要件の見直しを行い、大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、①平均給与等支給額が前年度を超えること、②国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、の要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととする。

○ 事業再編の環境整備

・産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた事業者が行った特別事業再編（自己株式を対価とした公開買付けなどの任意の株式の取得）による株式の交換について、その交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延べる。

○ 地方拠点強化税制の見直し

・地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しを行う。

消費課税**○ 国際観光旅客税（仮称）の創設**

・平成31年1月7日以後の出国旅客に定額・一律（1,000円）の負担を求める国際観光旅客税（仮称）を創設する。



○ 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

・一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とする。

(注) 現行、「一般物品」と「消耗品」それぞれで下限額を満たす必要。

・現行の紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印)を廃止し、免税販売手続を電子化する。

○ たばこ税の見直し

・国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施する。

・加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直す。

○ 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

・小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外する。これに伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外(50%)の代替指標を人口とする。

○ 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

・輸入に係る消費税等の脱税犯に係る罰金額の上限について、脱税額の10倍が1,000万円超の場合、脱税額の10倍に引き上げる。

国際課税

○ 恒久的施設関連規定の見直し

・日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設」の範囲について、租税回避を防止するため見直す。

納税環境整備

○ 税務手続の電子化等の推進

・法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する。

・生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン減税に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出を可能とする。

・複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織(eLTAX)を活用した共通電子納税システムを導入する。

関税

○ 暫定税率の適用期限の延長等

・平成 29 年度末に適用期限の到来する暫定税率（392 品目）の適用期限を 1 年延長する等の措置を講ずる。

○ 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

・無許可輸入罪等について、罰金額を 500 万円以下から 1,000 万円以下（貨物の価格の 5 倍が 1,000 万円超の場合、価格の 5 倍まで）にする等の引上げを行う。

備考

○ 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

・次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、森林環境税（仮称）（平成 36 年度から年額 1,000 円を課税）及び森林環境譲与税（仮称）（平成 31 年度から譲与）を創設する。



経済産業関係 平成30年度税制改正のポイント

1. 「生産性革命」実現に向けた対応

◆ 国内投資（賃上げ・設備投資）加速化

- 過去最大の企業収益を国内への投資に向かわせ、賃上げや設備投資を強く促すため、3%以上の賃上げと安定した設備投資、人材投資の強化を行う企業には、法人税負担をOECD平均の2.5%まで引き下げる。加えて、生産性向上に資するIoT投資に積極的に取り組む企業は、思い切って2.0%まで引き下げる。

◆ 赤字を含む中小企業の投資の強力後押し

- 生産性の向上に取り組む中小企業を強力に支援するため、新規の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設する。

◆ IoT投資の抜本強化（コネクテッド・インダストリーズ税制）

- 第4次産業革命で激変するビジネス環境に迅速に対応するため、サイバーセキュリティ対策を講じながら行うIoT投資（ソフトウェア、センサー、ロボット等を連携させる投資）に対して、大胆な支援を行う（投資額の3%税額控除等）。3%以上賃上げした企業には、更に支援を深掘りする（5%の税額控除等）。

◆ 迅速かつ大胆な事業再編の促進

- 第4次産業革命に対応し、企業の迅速かつ大胆な事業ポートフォリオの転換を支援するため、欧米で一般的な株式対価M&Aに係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置を講ずる。

◆ 事業承継・再編の促進/中小企業の少額資産の特例措置の延長/中小企業の賃上げ支援強化（後述）

2. 中小企業の生産性向上・地域経済の活性化

◆ 事業承継・再編の促進

- 円滑な世代交代を推し進めるため、10年間限定で、事業承継税制を抜本拡充する。
 - 税制のカバー率を100%とすることで、承継時の負担をゼロにする。
 - 雇用要件を弾力化し、未達成の場合も、税制の適用を継続する（報告や指導助言は必要）。
 - 複数株主から複数後継者（最大3人）に対する贈与・相続も対象とする。
 - 後継者の将来リスクを軽減するため、株価再計算により売却・廃業時の減免を可能とする。
- 中小企業のM&A（親族外承継）の際に生じる登録免許税、不動産取得税の軽減措置を講ずる。

◆ 中小企業の少額資産の特例措置の延長

- 30万円未満の設備投資の際に一括損金算入を可能とする特例を、現行のまま2年間延長する。

◆ 中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）

- 中小企業の賃上げを強力に支援するため、従来の制度から支援を深掘りする（給与増加額の1.0%→1.5%を税額控除）。思い切った賃上げ（2.5%以上）や人材投資等に取り組む中小企業には、更に大胆な支援を行う（2.2%→2.5%を税額控除）。

◆ 交際費課税の特例措置の延長

- 中小法人の交際費を800万円まで全額損金算入可能とする特例措置を2年間延長する。

◆ 赤字を含む中小企業の投資の強力後押し（前述）

3. エネルギーの安定供給

◆ 省エネ再エネ高度化投資促進税制の創設

- 工場等での大規模な省エネ投資や、複数事業者が連携して行う物流システム効率化のための投資に対する支援を強化する（30%の特別償却等）。
- 再エネについて、固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電を促進するため、これに大きく貢献する先進的な設備の導入に対する支援を堅持する（20%の特別償却）。

◆ 電力・ガス供給業に対する収入金課税の見直し

- 小売全面自由化を踏まえ、一般の企業との課税の公平性を確保するため、まずは中小規模のガス事業者について、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に変更する。

◆ 海外投資等損失準備金制度の延長

- エネルギー・鉱物資源の自主開発の重要性に鑑み、事業リスクを軽減する準備金制度を2年間延長する。

◆ 森林環境税（仮称）の創設

- 個人住民税均等割の枠組みを活用して、国民一人一人が負担を分かち合う森林環境税（仮称）を創設する。

4. 国際競争を勝ち抜くための事業環境整備

◆ 外国子会社合算税制の見直し（海外M&Aに伴う海外子会社等再編円滑化措置）

- 海外M&A後の買収企業傘下のペーパーカンパニー等の整理は、企業の経営効率を高め競争力の向上につながり、租税回避防止にも資するものの、現状、その整理に伴い発生する株式譲渡益は課税されることから、これを見直し非課税とする。

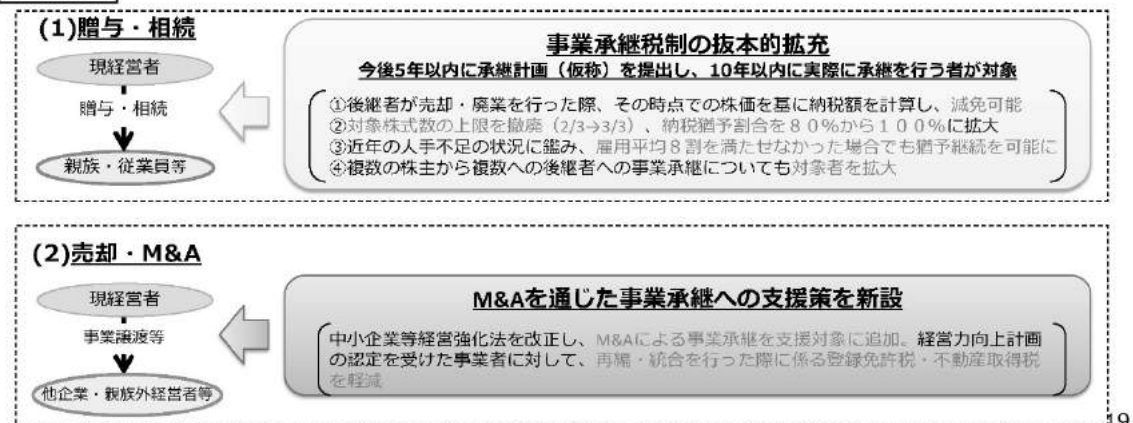
○平成30年度税制大綱の概要(経済産業省関係)

(2-1) 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 創設・拡充

(贈与税・相続税・登録免許税・不動産取得税)

- 中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。
- 円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制について、その対象を抜本的に拡充することにより、事業承継を強力に後押しするとともに、M&Aを通じた事業承継について、新たに支援措置を創設することで、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者への事業承継を加速させる。

改正概要

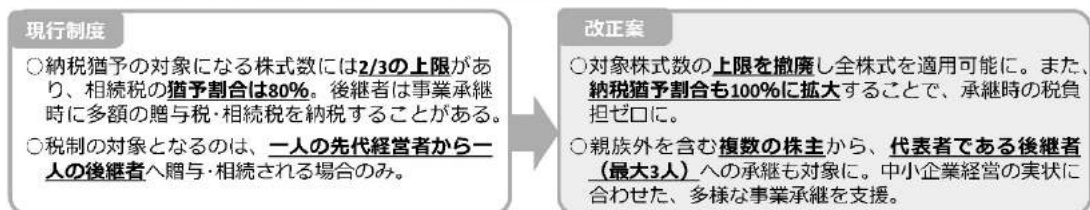


(2-1) 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 拡充

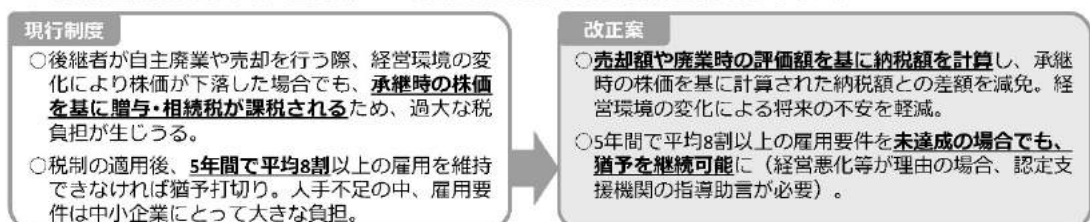
(事業承継税制) (相続税・贈与税)

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、**今後5年以内に承継計画(仮称)を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。**
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～



◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

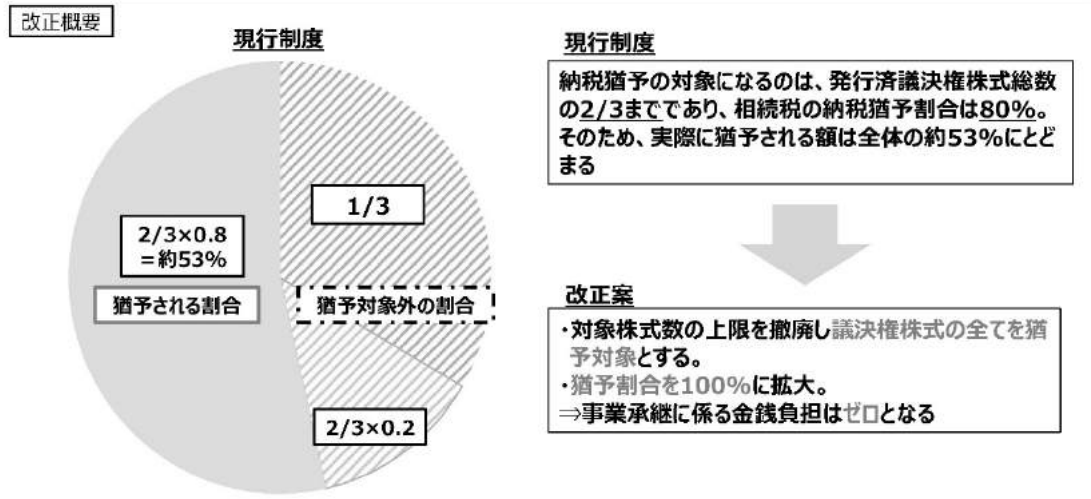


※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。



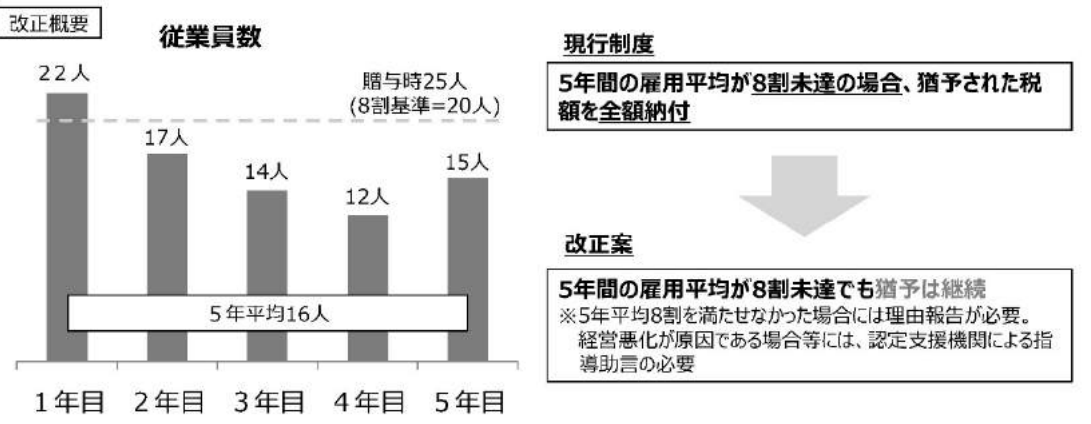
(2-1) 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制①対象株式数上限等の撤廃) (相続税・贈与税) 拡充

- 現行制度では、先代経営者から贈与/相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の2/3に達する部分までの株式等が対象（贈与/相続前から後継者が既に保有していた部分は対象外）。例えば、**相続税の場合、猶予割合は80%**であるため、猶予されるのは $2/3 \times 80\% = \text{約}53\%$ のみ。
- **対象株式数の上限を撤廃**（2/3 → 3/3）、**猶予割合を100%に拡大**することで、**事業承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロ**にする。



(2-1) 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制②雇用要件の実質的撤廃) (相続税・贈与税) 拡充

- 現行制度では、事業承継後**5年間平均で、雇用の8割を維持**することが求められている。仮に雇用8割を維持出来なかった場合には、**猶予された贈与税・相続税の全額を納付**する必要がある。
- 制度利用を躊躇する要因となっている**雇用要件を实質的に撤廃**することにより、**雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能**に。（※雇用維持が出来なかった理由が経営悪化又は正当なものと認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要がある。）

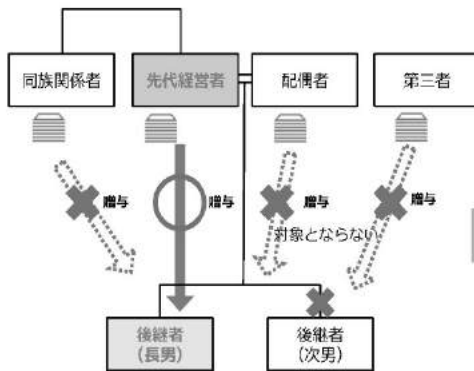


(2-1) 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制③対象者の拡充) 拡充
(相続税・贈与税)

- 現行制度では、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

改正概要

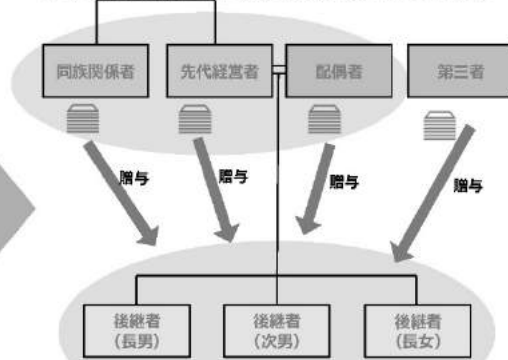
現行制度



1人の先代経営者から1人の後継者への贈与のみが対象

改正案

贈与者は先代経営者に限定せず、複数でも可能とする



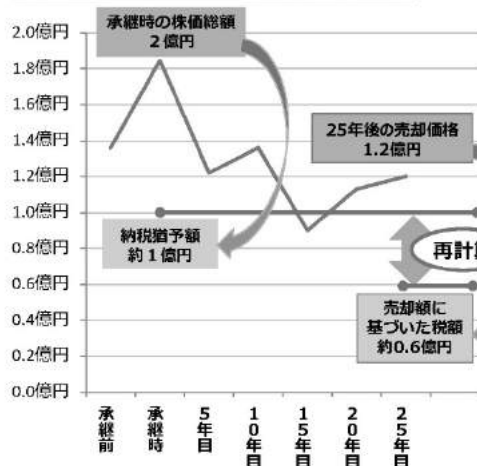
複数の後継者(最大3人)を対象とする
※代表権を有しているものに限る
※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。

(2-1) 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制④経営環境変化に応じた減免) 創設
(相続税・贈与税)

- 現行制度では、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税を納税するため、過大な税負担が生じる。
- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

制度概要

X社の株価総額の推移(イメージ図)



現行制度

事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消しとなった場合には、その贈与税額・相続税額を納税する必要がある

改正案

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に納税額を再計算し、減免可能とすることで将来不安を軽減



(2-1) 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 創設
 (事業承継税制⑤相続時精算課税制度の適用範囲の拡大) (相続税・贈与税)

● 現行制度では、相続時精算課税制度は、原則として直系卑属への贈与のみが対象。
 ● 事業承継税制の適用を受ける場合には、相続時精算課税制度の適用範囲を拡大することにより、**猶予取消し時に過大な税負担が生じないようにする。**

制度概要

現行制度
 60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫への贈与が相続時精算課税制度の対象

改正案
 現行制度に加えて、事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とする。(贈与者の子や孫でない場合でも適用可能。)

(2-1) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設 創設
 (登録免許税・不動産取得税)

● 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。そのため、中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。
 ● 認定を受けた経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。

改正概要 【適用期限：平成31年度末まで】

【中小企業等経営強化法】

経済産業大臣 (基本方針の策定) ↔ 主務大臣 (事業分野別指針の策定)

申請 ↑ 認定 ↓

M&Aを通じた事業承継を経営力向上計画の認定制度の対象に追加

改正経営力向上計画 (仮称)

A社 (X事業) → B社 (X事業, Y事業)

事業譲渡等

土地・建物

○登録免許税
 ○不動産取得税 を軽減

<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

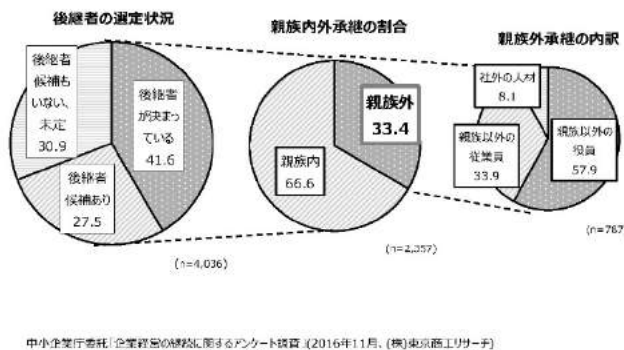
	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)
 ※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

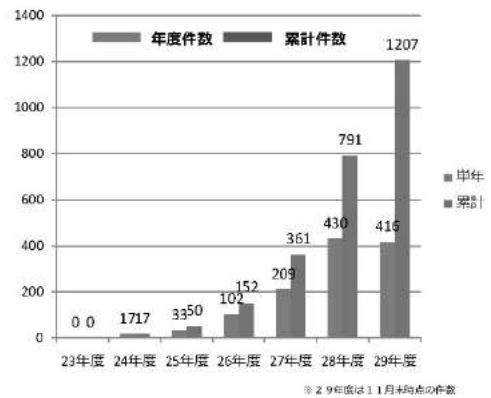
(参考) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

- 近年は息子や娘などではなく、親族外の第三者への事業承継も約3割程度存在している。また、事業引継ぎ支援センターによる親族外承継の実績も年々増加しており、首都圏のみならず、地方においても中小企業の事業承継を端緒としたM&Aが活発化してきている。
- 現状を放置すれば、後継者難による廃業の急増により、サプライチェーンの維持などが困難になり、地域経済・雇用に深刻な打撃を与える恐れがある中、中小企業のM&Aを通じた事業統合により、事業の効率化や規模の拡大などの生産性向上に向けた取組は急務。

後継者選定状況・親族外承継の現状



事業引継ぎ支援センターによる事業引継ぎ実績の推移



(2-2) 中小企業の賃上げ支援強化(所得拡大促進税制の拡充) (所得税・法人税・法人住民税) 拡充・延長

- 従来の制度から支援を深掘り(控除率10→15%)するとともに、**制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進**し、中小企業の賃上げを強力に支援。
- また、**思い切った賃上げ(2.5%以上)**に加えて**人材投資や生産性向上**に取り組む企業には、**更に大胆な支援を実施(控除率22%→25%)**。

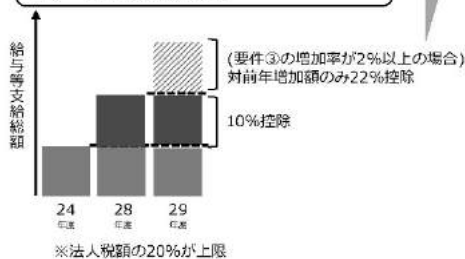
現行制度

適用の要件

- 【要件①】給与等支給総額が対基準年度(平成24年度)比で3%以上増加
- 【要件②】給与等支給総額が前年度以上
- 【要件③】平均給与等支給額が前年度を上回る

税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の10～22%の税額控除



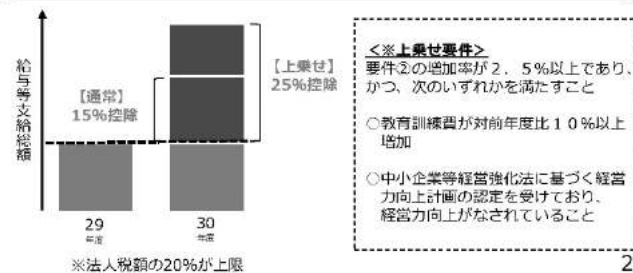
改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

適用の要件

- 【要件①】給与等支給総額が前年度以上
※基準年度との比較要件は撤廃
- 【要件②】平均給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加
※なお、計算方法を簡素化

税額控除

- 【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
- 【上乗せ】一定の要件(※)を満たす場合は25%の税額控除





(2-3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

延長

- 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- 中小企業者における償却資産の管理や申告手続きなどの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要 【平成31年度末まで変更なく延長】



(注) 20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

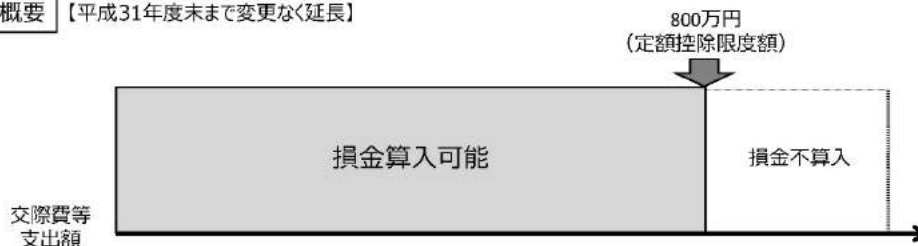
(2-4) 中小法人の交際費課税の特例

(法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額（800万円）までの損金算入が認められている。
- 交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。

改正概要 【平成31年度末まで変更なく延長】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】 (注) 交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金に算入することも可能（大法人も適用可能）。中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入との選択適用。

●平成30年度予算案(政府案)・平成29年度補正予算案閣議決定

12月22日、平成30年度予算案について閣議決定された。一般会計総額は97兆7128億円と6年連続で過去最大を更新した。同時に決定した29年度補正予算案とともに、今月召集する通常国会に提出する。

**経済産業省関係 平成30年度 当初予算案
及び平成29年度 補正予算案のポイント**

- 当初予算案、補正予算案を合わせて以下を柱とする経済産業政策を強力に推進。
 - Connected Industries による社会課題の解決・競争力強化
 - 中小企業等における「生産性革命」の実現
 - 資源・エネルギー政策の着実な実施
 - 対外経済政策の展開
 - 産業安全保障の強化
 - 福島をはじめとする被災地の復興加速

【平成30年度当初予算案】

単位：億円

	30年度 当初予算案額	29年度 当初予算案額
一般会計（エネ特繰入れ除く）	3,455	3,420
うち、中小企業対策費	1,110	1,116
うち、科学技術振興費	1,054	1,010
うち、その他	1,291	1,293
エネルギー対策特別会計	7,798	8,074
うち、エネルギー需給勘定	5,966	6,210
うち、電源開発促進勘定	1,770	1,795
うち、原子力損害賠償勘定	61	69
特許特別会計	1,552	1,472
経産省関連合計	12,805	12,966

注：その他、復興庁計上分は468億円（平成29年度 650億円）。

注：四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

注：平成29年度の原賠勘定においては、原子力損害賠償支援機構への交付国債の追加発行（9兆円→13.5兆円）に伴う金利負担増に対応するための一次的な経費として、通常の借り入れに要する69億円とは別に400億円を計上した。

【平成29年度補正予算案】

単位：億円

	29年度補正予算案額
経済産業省関連合計	2,660
うち、中小企業対策費	2,040
うち、科学技術振興費	253
うち、エネルギー対策費	328



平成30年度 中小企業・小規模事業者関係の予算案等のポイント

● 平成30年度中小企業・小規模事業者政策の重点項目

平成30年度 当初予算案(中小企業対策費) : 1,771億円 <うち、経済産業省計上 1,110億円> 平成29年度 補正予算案(中小企業対策費) : 2,040億円

※ 経済産業省関連(財務省計上57億円を含む。)

1. 「生産性革命」と「人づくり革命」の推進

(1) 中小企業・小規模事業者等の抜本的な生産性向上 162億円(155億円)【補正】1,514億円

○ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業【1,000億円】<29補正>

・中小企業・小規模事業者が、認定支援機関と連携して、経営力向上に資する革新的IT・IT関連・IT関連機器・生産力向上の改善を行うための設備投資等の支援を行う。また、設備投資等と合わせて専門家に依頼する費用も支援する。

○サービス等生産性向上IT導入支援事業費【500億円】<29補正>

・中小企業等の生産性向上を支援するため、IT導入補助金の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上(売上向上)に資するITの導入支援を行う。

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業【162億円(155億)】<30当初>

・技術力のある中小企業・地域中核企業が、研究開発の補助、地域未来投資促進法の承認事業に対する設備導入補助 等

○中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業【4億円】<29補正>

・受注から入金までの決済業務等にICTを用いて効率化するシステム(EDI)の実証を行い、全国の中小企業者に普及するための体制を整備する。

○地域における中小企業等の生産性向上のための共同基盤事業【10億円】<29補正>

・中小企業の共同利用が見込まれる先端設備(IoT等)の公募等への導入を支援する。

(2) 事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進 69億円(61億円)【補正】50億円

○中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業【69億円(61億円)】(うち事業引継ぎ関連)【21億円】<30当初>

・後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進、円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びノウハウの提供等の支援等、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングを行う。また、財務上の問題を抱えている事業者への再生計画策定支援を行う。

○事業承継・世代交代集中支援事業【50億円】<29補正>

・後継者問題を抱える事業者に対する「ジョブ型」の支援により経営者に事業承継への取組を促すとともに、事業承継やM&Aを含む事業引継ぎをきっかけとして、経営革新や事業転換に取り組み中小企業の設備投資等を支援する。

(3) 人材不足への対応 69億円(68億円)【補正】25億円

○中小企業・小規模事業者人材対策事業【19億円(17億円)】<30当初>

・中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、地域内外からの発掘・確保・定着を一括支援する。1人不足対応型ITサービスの普及や、中核人材等の確保に向けて多様な雇用形態の導入促進等に取組む。

○中小企業・小規模事業者フロンティア総合支援事業【50億円(51億円)】<30当初>

・「ふるさと振興拠点」を活用し、中小企業が抱える経営課題に対応するフロンティア相談対応を行う。あわせて、高度な課題に対応する専門家の派遣や、経営者保証プログラム等の周知・普及を行う。

○学びと社会の連携促進事業【25億円】<29補正>

・EdTechを活用した先進教育事例の実証、女性のキャリア教育プログラムの開発、起業家教育プログラムの普及、課題解決型世代を育む社会人に対し、中小企業大学校のノウハウを活用して社会人基礎力やIT等専門分野に係る研修等を実施する。

(4) 小規模事業者対策、海外展開・地域へのインバウンド拡大、金融支援

○小規模事業者対策推進事業【49億円(49億円)】<30当初>

○小規模事業者支援/パッケージ事業【120億円】<29補正>

○小規模事業者経営改善資金融資事業【43億円(43億円)】<30当初>

○中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【20億円(24億円)】<30当初>

○ふるさと名物応援事業【10億円(14億円)】<30当初>

○グローバル企業展開・インバウンド促進事業【40億円の内訳】<29補正>

○地域・まちなか商業活性化支援事業、インバウンド型クールジャパン推進事業【16億円(18億円)】<30当初>【59億円の内訳】<29補正>

○認定支援機関による経営改善支援【30億円】<29補正>

○非上場株式会社等についての相続税・贈与税の納税 猶予制度の見直し【拡充】

・非上場株式の世代交代を促進するため事業承継税制を10年程度で拡充される。

①対象株式等の上乗せ特例あり、加税率100%に引き上げ、②雇用要件を抜本的に見直し、未達成の場合でも猶予納税可能、③複数株主から複数後継者(最大3人)へ対象者を拡大、④売却・廃業時の減価償却の創設。

○生産性革命のための固定資産税の減免措置の創設【新規】

・生産性向上に取組む中小企業を強力に支援するため、新規の設備投資に係る固定資産税を従来になじ3年間暫く1/2にできる制度を創設する。

○中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る負担の軽減措置の創設【新規】

・地域雇用・資源に不可欠な中小企業・小規模事業者の経営資源が、経営者の高齢化や後継者が不在で失われ、中小企業・小規模事業者のM&A(親族外承継)の際に発生する登録免許税・不動産取得税の軽減措置を創設し、中小企業・小規模事業者の再編・統合を後押しする。

○所得拡大促進税制【延長・拡充】

・中小企業の売上増強に支援するため、従来の制度が支援を促進する(給与増加額の10%→15%を従価控除)。思いつく売上増(2.5%以上)や人材投資等に取組む中小企業には、更に追加支援を行う(2.2%→2.5%を従価控除)。

2. 安定した事業環境の整備、活力ある担い手の拡大

- ・中小企業取引対策事業【14億円(14億円)】<30当初>
- ・消費税軽減状況監視・検査体制強化等事業【27億円(29億円)】<30当初>
- ・政策金利・信用保証による金融支援【227億円(226億円)】<30当初>【102億円※】<29補正>
- ・中小企業連携推進機構対策推進事業【7億円(7億円)】<30当初> ※財務省計上57億円を含む。
- ・地域創業活性化支援事業【6億円(新規)】<30当初>
- ・中小企業基盤整備機構運営費交付金【180億円(179億円)】<30当初>

・中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の特典措置【延長】

・交際費課税の特典措置(中小法人における損金算入の特例)【延長】

3. 災害からの復旧・復興、中小企業の災害対応力の強化

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(中小企業等グループ補助金)
- 東日本大震災 150億円<30当初> ○熊本地震 47億円<29補正>
- ・東日本大震災の被災地向け資金繰り支援等【72億円】<30当初>
- ・中小企業BCP策定支援事業【7億円】<29補正>

・被災代替資産等の特別償却・災害時における事業承継税制の雇用要件の緩和等 ※恒久措置

●平成30年度予算・平成29年度補正予算の中小企業対策事業の概要

中小企業等における「生産性革命」の実現

人手不足に悩む中小企業・小規模事業者等において生産性革命を実現するため、設備や人材への投資を力強く促進するとともに、事業承継前後のシームレスなきめ細かい支援、地域中核企業と中小企業の研究開発等の連携支援、金融支援、下請対策、海外展開支援、商店街振興等をしっかり進めていく。

<中小企業・小規模事業者の抜本的な生産性向上>

- ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業【補正】 1,000.0億円
第4次産業革命への対応も視野に、専門家の指導・支援の活用を含め、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を補助。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業【補正】 500.0億円
生産性向上効果の高いITツールを「見える化」しつつ、中小企業のバックオフィス業務の効率化や売上向上に資するITツール(クラウド型サービス等)の導入を支援。
- 地域における中小企業の実産性向上のための共同基盤事業【補正】 10.0億円
地域の中小企業の共同利用が見込まれIoT等の先端設備の導入とともに講習会など利用支援を行う公設試等を支援。さらに、地域未来投資促進法に基づく連携支援計画がある場合は優先的に支援。
- 中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業【補正】 4.0億円
受注から入金までの決済業務等についてITを用いて効率化する実証を行い、全国の中小企業に普及するための体制を整備する。

<事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進>

- 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業【一般】 688億円(61.1億円)
「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を実施。また、事業承継の促進・円滑化を図るため、「事業引継ぎ支援センター」による助言、情報提供、マッチング支援等をワンストップで実施。さらに、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも実施。
- 事業承継・世代交代集中支援事業【補正】 50.0億円
後継者難による廃業リスクの高い事業者に対し、プッシュ型の事業承継支援を行うとともに、



経営者の世代交代等をきっかけに経営革新・事業転換を図る中小企業の設備投資等を支援。

<地域中核企業・中小企業の連携支援>

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業【一般】 161.5億円(155.0億円)

中小ものづくり高度化法の計画認定または地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が、大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓等を補助。また、中小企業等経営強化法による新連携計画認定を受けた中小企業が行う新たなサービスモデル開発等を補助。さらに、地域未来投資促進法の承認事業に対する設備導入を補助するとともに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家らを通じて、地域中核企業等による新事業のための体制整備から、事業化戦略の立案、販路開拓まで、事業段階に応じた支援を行う。

<小規模事業者対策、人材確保、金融支援、下請対策>

○小規模事業者対策推進事業【一般】 49.4億円(49.4億円)

商工会・商工会議所等の支援体制の確保や、地域資源を活用した地域経済活性化等の取組を支援する。また、商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」に基づいて実施する、伴走型の小規模事業者支援を推進する。

○小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)【一般】 42.5億円(42.5億円)

商工会・商工会議所等の経営指導員が経営指導を行うことを条件に、日本政策金融公庫が小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で融資を実施する。また、「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所の経営指導を受ける小規模事業者に対し、同公庫が低利融資を実施する。

○小規模事業者支援パッケージ事業【補正】 120.0億円

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓、生産性向上等の取組を支援。

なお、事業承継に積極的に取り組む事業者による取組は重点的に支援。

○中小企業・小規模事業者人材対策事業【一般】 18.5億円(16.7億円)

全国各地で中小企業への人材マッチングイベントやセミナーを開催し、好事例の横展開を図るなど、多様な人材(女性、高齢者、ミドル人材、外国人)の発掘、確保、定着の一括支援を行う。加えて、スマートものづくり応援隊(生産現場の工程改善やIoT・ロボット導入に見識を有する専門家)の人材育成・中小企業への派遣を通じて、生産性向上を促進する。

- 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【一般】 61.0億円(55.0億円)
経営状況が悪化している中小企業者の借入に対して信用保証協会を通じて保証を行うとともに、債務不履行時の協会の損失の一部を補填することで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を図る。また、経営改善・生産性向上に取り組む中小企業者等に対し、協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施。
- 日本政策金融公庫補給金【一般】 165.1億円(161.3億円)
日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置を行うことで、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業の資金繰りの円滑化を図る。
- 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業【補正】 30.0億円
中小企業者が認定支援機関の助力を得て行う、金融支援を含む本格的な経営改善計画の策定や、資金繰り管理・採算管理など早期段階における経営改善計画の策定について、引き続き支援を実施。
- 生産性向上に向けた経営力強化・設備投資支援【補正】 50.0億円
※うち財務省計上5億円
中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、認定計画に基づいて、生産性向上のために行う設備投資に対して、引き続き、日本政策金融公庫による低利融資を実施。
- 日本政策金融公庫(国民生活事業)による創業支援【補正】 52.0億円
※財務省計上
生産性向上を促進するため、創業期の中小企業・小規模事業者に対し、日本政策金融公庫による創業支援を実施。
- 中小企業取引対策事業【一般】 13.9億円(13.9億円)
下請事業者による連携を促進するなど中小企業・小規模事業者の振興を図るとともに、下請取引に関する相談の受付や、下請代金支払遅延等防止法の周知徹底・厳正な運用、官公需情報の提供等、取引の適正化を図る。

<中堅・中小企業の海外展開／地域へのインバウンド拡大>

- (独)日本貿易振興機構運営費交付金【一般】 39.3億円(239.2億円)
「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みの活用や、海外見本市への出展支援、ミッション派



遣、商談会を開催。農林水産物・食品輸出の専門機関「JFOODO」による海外市場調査、プロモーション等を実施。地域への外国企業の投資を促進。

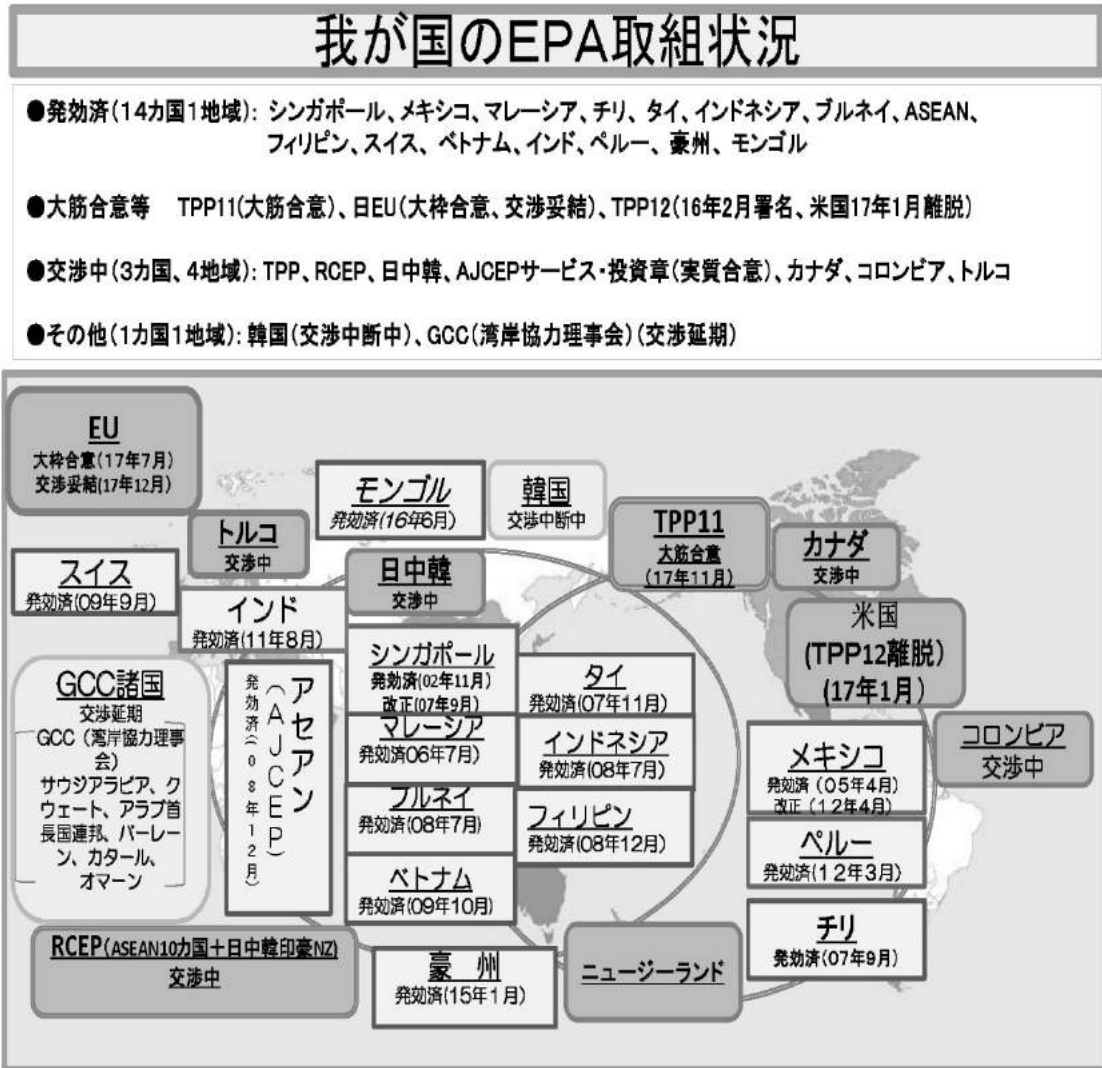
- 地域・まちなか商業活性化支援事業【一般】 16.3億円(17.8億円)
商店街の類型に応じた全国のモデルとなる新たな取組や、コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域(中心市街地)における、波及効果の高い複合商業施設等の整備を支援する。

- グローバル企業展開・イノベーション促進事業【補正】 40.1億円
日EU・EPA等の発効を見据え、新輸出大国コンソーシアム」のEU向け体制や農林水産物・食品輸出プロモーション体制の強化等により、中堅・中小企業等のグローバル展開を支援。

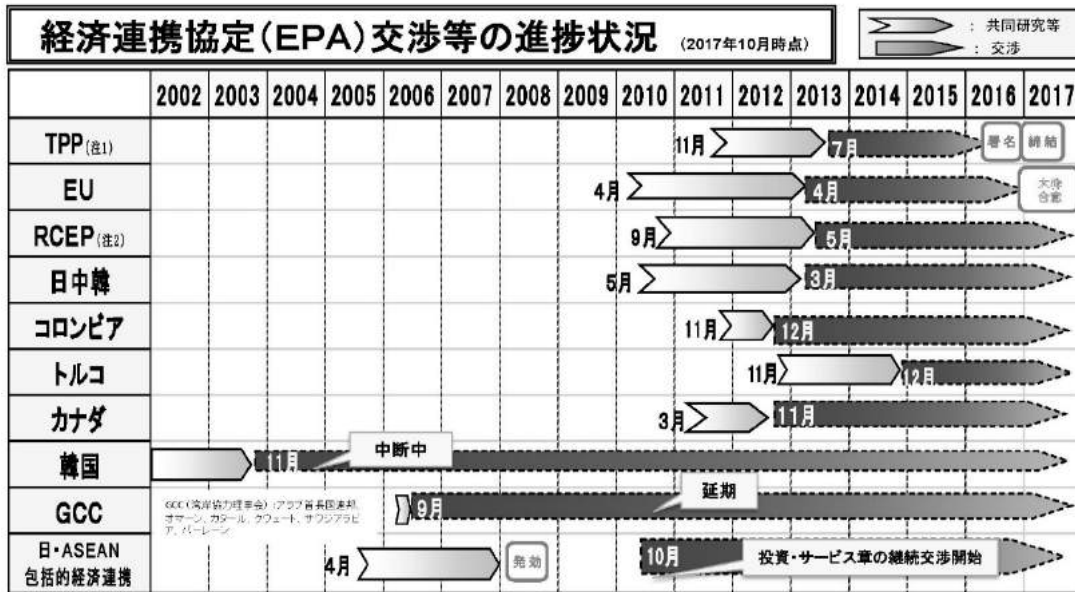
- インバウンド型クールジャパン推進事業【補正】 58.5億円
地域文化資源を活用した商店街等の取組やキッズウィーク等によるインバウンド観光消費の増進、クリエイターを中心としたコンテンツ海外展開支援、2025年国際博覧会の大阪・関西への誘致に向けたプロモーション等。

EPA(経済連携協定)、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

●我が国のEPAへの取組状況



TPP11参加国: カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド。 米国(TPP12離脱: 2017年1月)



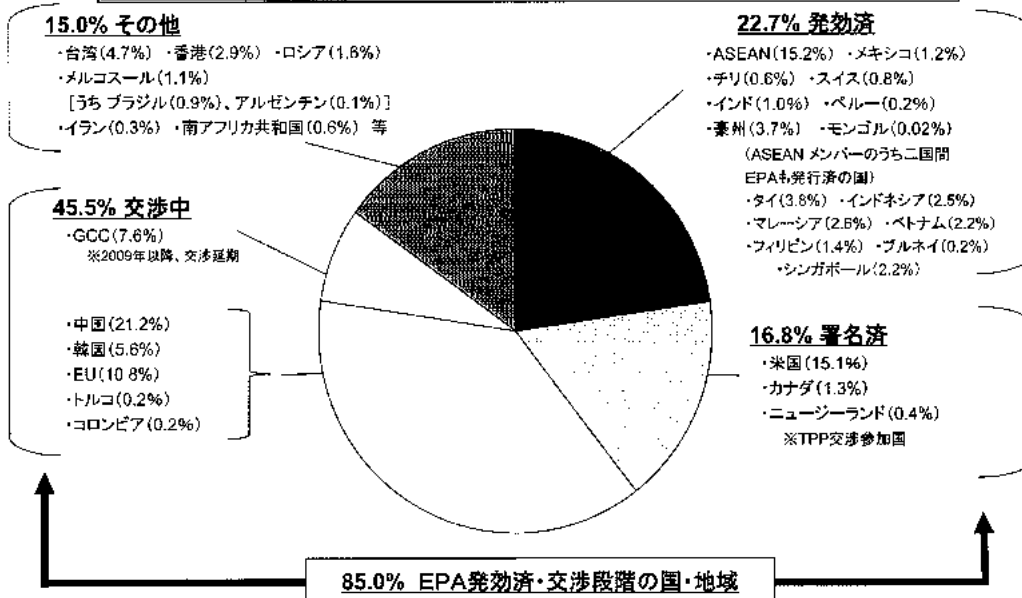
<発効済みEPAの発効状況>

- ・シンガポール 2002年11月(2007年9月改定)
- ・タイ 2007年11月
- ・ASEAN(物品貿易) 2008年12月
- ・インド 2011年 8月
- ・メキシコ 2005年 4月 (2012年4月改定)
- ・インドネシア 2008年 7月
- ・フィリピン 2008年12月
- ・ペルー 2012年 3月
- ・マレーシア 2006年 7月
- ・ブルネイ 2008年 7月
- ・スイス 2009年 9月
- ・豪州 2015年 1月
- ・チリ 2007年 9月
- ・ベトナム 2009年10月
- ・モンゴル 2016年 6月

(注1) TPP(環太平洋パートナーシップ) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計12か国)。

(注2) RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)。

日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2015年) (注1)



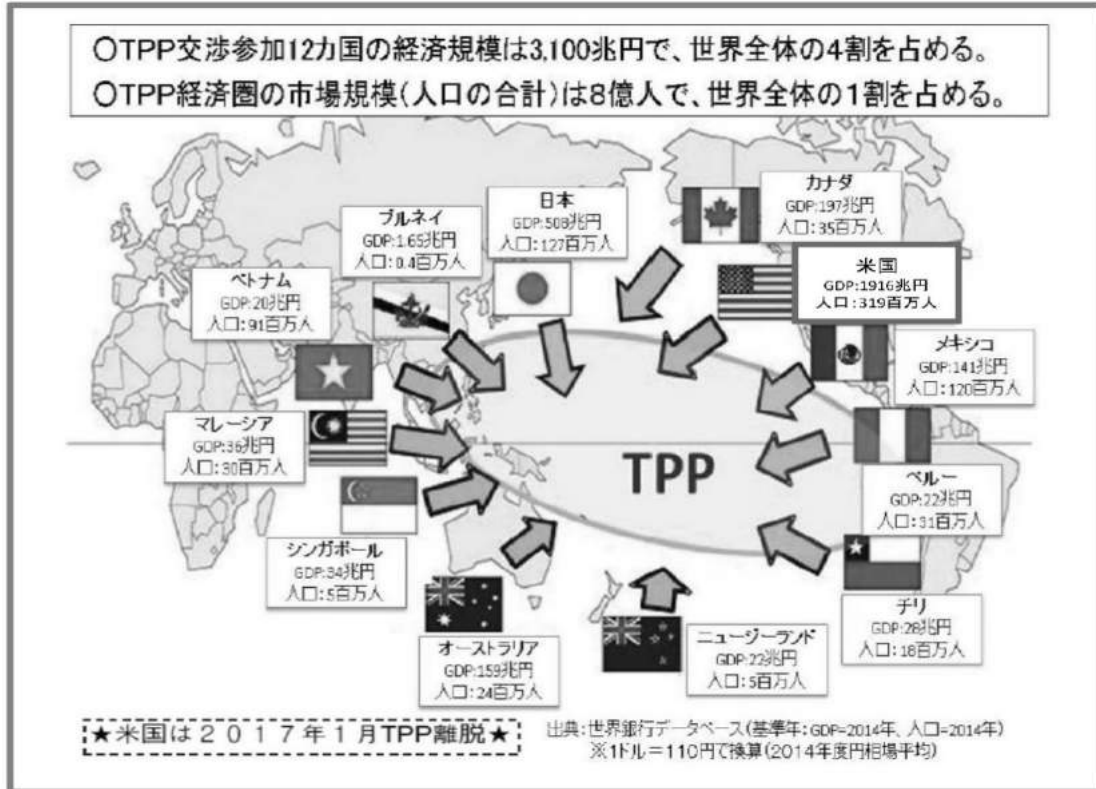
【参考】主要国のFTA比率(注2)(2016年8月現在 発効・署名済のもの)

日本:39.5%、米:47.4%、EU:29.8%、韓国:67.4%、中国:38.0%

(注1) 日本は財務省貿易統計(2015年)をもとに作成。他国は「我が国の経済連携協定(EPA)の取組(財務省ホームページ)(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000037892.pdf>)をもちに作成。

(注2) FTA比率、FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合。

●TPPの概要



TPP内閣官房政府対策本部「TPPとは」

●TPPをめぐる動き

12月22日に閣議決定された平成29年度補正予算案においてTPP等関連政策大綱の実現に向けた施策に対して3,465億円の予算が計上されている。(次ページ参照)



平成29年度一般会計補正予算(第1号)の概要

1 生産性革命・人づくり革命	4,822億円
(1) 生産性革命	3,931億円
○ ものづくり・商業・サービス経営力向上支援 [1,000億円]	
○ 生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金 [600億円]	
○ IT導入支援やAIシステム共同開発支援による企業の生産性向上 [524億円]	
○ 産学官連携で研究開発に取り組む戦略的イノベーション創造プログラム [325億円]	
○ 産学官連携による日本発の新たな医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発等の推進 [300億円]	
○ 観光、医療等分野における翻訳の高度化に向けた研究開発(ディープラーニング技術の導入) [50億円]	
(2) 人づくり革命	891億円
○ 「子育て安心プラン」の前倒しのための保育の受け皿整備(保育所、認定こども園等) [808億円]	
○ 地方公共団体が行う少子化対策等に係る取組への支援 [28億円]	
2 災害復旧等・防災・減災事業	12,567億円
(1) 災害復旧等	3,436億円
○ 公共土木施設等の災害復旧等 [2,907億円]	
○ 災害救助費等負担金 [168億円]	
○ 被災者生活再建に向けた支援金の支給 [143億円]	
(2) 防災・減災事業	9,131億円
○ 自然災害リスク回避等のための防災・減災対策(特に「中小河川の緊急点検」を踏まえた緊急措置等) [4,822億円]	
○ 学校施設等の防災・減災対策 [862億円]	
3 総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策	3,465億円
○ 農地の更なる大区画化、水田の畑地化等の農業農村整備事業 [984億円]	
○ 農産物の産地パワーアップ事業 [447億円]	
○ 畜産クラスター事業 [575億円]	
○ 国産チーズの競争力強化 [150億円]	
○ 合板・製材・集成材国際競争力強化 [490億円]	
○ 農林水産業の輸出力の強化 [215億円]	
4 その他喫緊の課題等への対応	6,219億円
(1) 国民生活の安全・安心の確保	3,064億円
○ 一層厳しさを増す我が国周辺の安全保障環境等に対応するための自衛隊の運用態勢の確保 [1,366億円]	
○ 弾道ミサイル攻撃への対応 [622億円]	
○ 戦略的海上保安体制の構築等 [287億円]	
○ 危機管理強化のための情報収集衛星の開発等 [204億円]	
○ 漁業安全情報伝達迅速化事業 [17億円]	
(2) その他	3,154億円
○ 国際情勢変化に喫緊に対処するための国際機関拠出金等 [1,470億円]	
○ すまい給付金 [497億円]	
○ 東京パラリンピック競技大会開催準備 [300億円]	
■ 追加歳出	2兆7,073億円

●TPP交渉の経緯

米国離脱表明後のTPP

TPP協定は2016年2月に署名されたが、本年1月の米国の離脱表明を受け、11か国によるTPP早期発効を目指して検討を進めている。

- 将来の米国復帰の可能性も念頭に置きつつ、早期発効の方策につき、11月のAPEC首脳会合で選択肢を提示すべく議論を加速。
- 我が国は、箱根会合を主催する等、各国と緊密に連携しつつ、スピード感をもって議論を主導。

【TPPの経緯と今後の見通し】

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	署名(於: NZ・オークランド)
2017年1月20日	日本、国内手続き完了を寄託者(NZ)に通知
1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書を発出
3月14日～15日	TPP閣僚会合(於: チリ・ビニャデルマル)
5月21日	TPP閣僚会合(於: ベトナム・ハノイ)
→ TPPの早期発効に向けた選択肢を、11月のAPEC首脳会議までに検討することで合意。	
7月12日～14日	TPP高級事務レベル会合(於: 日本・箱根)
→ TPPの早期発効に向けた方策の具体的な検討を開始。	
8月28日～30日	TPP高級事務レベル会合(於: オーストラリア・シドニー)
9月21日～22日	TPP高級事務レベル会合(於: 日本・東京)

10月(予定)	TPP高級事務レベル会合(於: 日本)
11月10～11日	APEC首脳会議(於: ベトナム・ダナン)

2015年10月5日に大筋合意したTPP協定の工業製品(繊維分野を含む)の概要

(1)市場アクセス(関税撤廃)

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率: (品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
 - ・ 関税撤廃率: (品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%
- ◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率: (品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
 - ・ 関税撤廃率: (品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。
 ※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。



我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0～7.9%, 1,229円/kℓ 等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品 等	1.6～6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8～16% 1次17.3%～24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5～30% 17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9～14.2%、 衣類:4.4～13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維オーバーコート等)	7.4～12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方 等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%～6.3% ニッケル:3% 等 ³²

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。

(2) 繊維分野についての各国の関税撤廃(譲許)について

① 日本(上表に示すとおり)

品目	譲許内容	基準税率
繊維・繊維製品ほぼ全て	即時撤廃	生地:1.9～14.2% 衣類:4.4～13.4%
一部の衣類((化合繊維オーバーコート等)	11年目撤廃	7.4～12.8%

② 米国(離脱)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%～13.2%
化合繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%～25%
毛織物	即時撤廃	2.7%～25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%～8%
衣類	即時撤廃～13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%～32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% ⁵

③カナダ

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14% ¹²

④ニュージーランド

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合織)	5~7年目撤廃	5%
ひも、綱	5~7年目撤廃	5%

⑤オーストラリア

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

⑥ベトナム

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%~12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合織(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%~12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%~20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃

(3) 繊維分野の原産地規則

- ①複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。



②繊維及び繊維製品の原産地規則は、「紡ぐ」、「織る」、「縫製」という3つの工程を原則TPP締約国内において行わなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。

ただし、綿糸(HS52.04-52.07)、合繊長繊維糸(HS54.01-54.06)、化合繊紡績糸(HS55.08-55.11)、ニット生地(HS60類)については、締約国内での「綿花」、「化合繊短繊維」を使用する「ファイバーフォワード・ルール」。

③ヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。

(注)衣類を輸出する場合であって、使用する糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですればよく、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程のみを域内ですればよいことになる。

④61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地に占める面積が最も大きい部分)で関税分類番号の変更を満たす必要がある。

<その他の要件>

①弾性生地ルール

61類及び62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS6002、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。

②縫糸ルール

61類及び62類の衣類及び63類の製品に縫糸(HS5204、5401、5508の縫糸又は5402の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の縫糸を使用する。

③絹100%の着物に関するルール

着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。

※絹織物はSSLで域外調達が例外的に認められているが、着物又は帯に使用する絹100%の織物の域内調達を義務付け。

④デミニミス(原則、非原産材料が全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。)

ただし、弾性糸については、域内産を義務付け。

⑤緊急措置(セーフガード)、関税法令違反に関する税関当局間の協力、監視を規定。

<第3章 原産地規則及び原産地手続>

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1)TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

- (2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)
- (3) 完全累積制度の実現
- TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

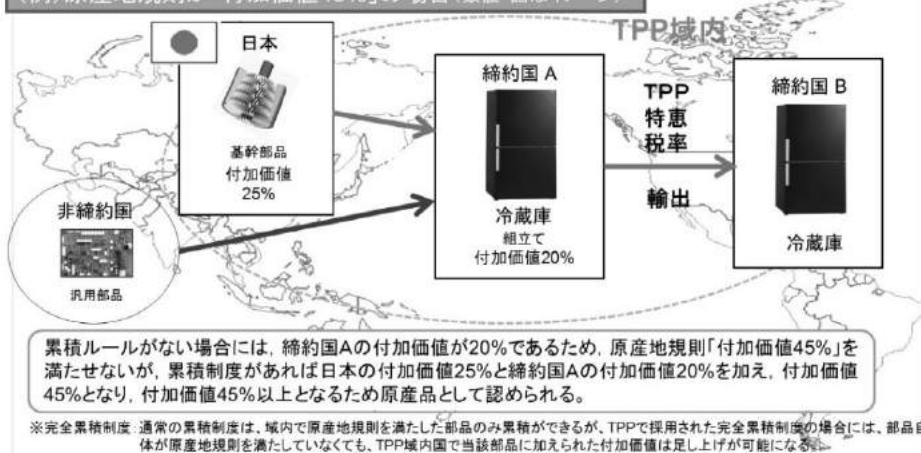
1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12カ国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

第3章原産地規則及び原産地手続きの仮訳については下記URLを参照

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-1.pdf

附属書3D 品目別原産地規制

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf

(内閣官房TPP政策対策本部HP TPPの内容より)



日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

日EU・EPAについて

1. これまでの経緯

- 2017年3月の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。
- 首席交渉官以下様々なレベルで、鋭意交渉を継続。
 - 2013年 3月：日EU首脳電話会談で交渉開始
 - 2013年4月～2014年4月：第1回～第5回交渉会合
 - 2014年 5月：第22回日EU定期首脳協議(於：ブリュッセル)
 - 7・10月：第6回・第7回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：プリズベン)
 - 2014年12月～2015年4月：第8回～第10回交渉会合
 - 2015年 5月：第23回日EU定期首脳協議(於：東京)
 - 7～11月：第11～第13回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：アンタルヤ)
 - 2015年11月～2016年4月：第14回～第16回交渉会合
 - 2016年 5月：日EU・EPAサイドイベント(G7伊勢志摩サミット)
 - 7月：日EU首脳会談(ASEM首脳会合於：ウランバートル)
 - 9月：第17回交渉会合
 - 2017年 3月：日EU首脳会談(於：ブリュッセル)
 - 4月：第18回交渉会合

2. 日EU首脳会談(2017年3月21日)

日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

3. 今後の予定

首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断なく鋭意交渉を継続。

(参考) 日EU・EPAの経済規模

	TPP	日EU	RCEP	日中韓
人口 (括弧内は世界人口に占める割合)	8億人 (11%)	6億人 (9%)	34億人 (46%)	16億人 (21%)
GDP(米ドル)	28兆ドル	21兆ドル	23兆ドル	17兆ドル
日本の貿易総額に占める貿易額割合	30%	11%	47%	27%

出典：総務省統計局資料、外務省ホームページ、財務省ホームページ

※2017年7月：第24回EU首脳協議で大枠合意

2017年12月：首脳交渉官会合(交渉妥結)

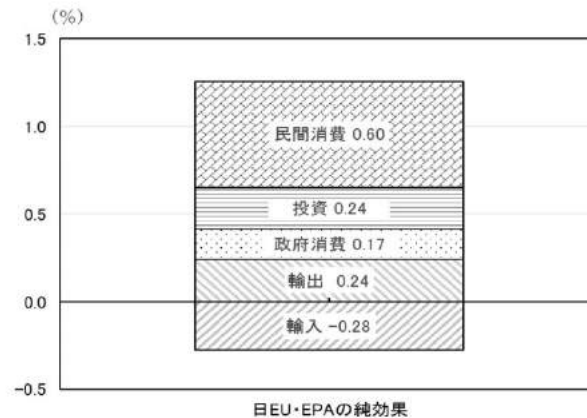
(参考) 日・EU/EPA等の経済効果の分析(要旨)(内閣官房TPP等政府対策本部)

- 日EU・EPA及びTPP11の経済効果について、協定及び政策大綱の内容を踏まえた試算を実施した。その結果、我が国の実質GDPは、日EU・EPAが無い場合に比べて約1%、また、TPP11が無い場合に比べて約1.5%押し上げられることが示された。これを2016年度のGDP水準で換算すると、それぞれ約5兆円、約8兆円に相当する。
- 他の経済モデル試算同様、結果には種々の不確実性を伴うため相当な幅を持って理解される必要があるが、試算されたGDPの押し上げは生産力の拡大を伴う恒久的な需給の増加であり、一時的な需要喚起によるものではない。したがって、10年間であれば50～80兆円という付加価値の拡大に相当する。また、試算は定量化が可能な限られた政策効果を織り込んだだけであり、直接投資のもたらす効果や企業活動の活性化に伴うイノ

バージョン機会の拡大等を踏まえれば、GDPの押し上げ効果はより大きくなると考えられる。
 ○ ただし、こうしたメリットは協定を締結するだけで自然発生的に得られるものばかりではなく、これをきっかけとした官民の行動が重要であり、政策大綱の着実な実施が求められる。

2 日EU・EPAの経済効果

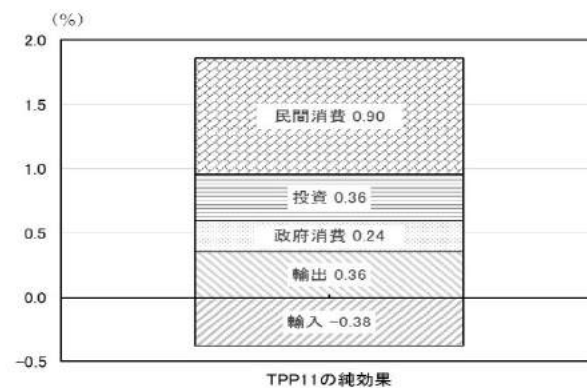
我が国の実質GDPは、日EU・EPAが無い場合に比べて約1%押し上げられると見込まれる。2016年度GDP水準で換算すると約5兆円に相当。その際、労働供給は約0.5%（約29万人）増加すると見込まれる。



※ 農林水産物の生産減少額：約600～1,100億円

3 TPP11の経済効果

我が国の実質GDPはTPP11が無い場合に比べて約1.5%押し上げられると見込まれる。2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当。その際、労働供給は約0.7%（約46万人）増加すると見込まれる。



※ 農林水産物の生産減少額：約900～1,500億円


2017年7月「工業製品関税に関する大枠合意結果」の概要 (から抜粋)

品目名	譲許内容	具体的品目	MFN税率(2013年4月) (注:有税品目)
工業用アルコール	11年目撤廃	変性アルコール、エチルアルコール	10%~27.2%, 38.1円/ℓ
石油	即時撤廃	軽油、重油、灯油、揮発油等すべて	2.2~7.9%, ほか従量税
化学	即時撤廃	プラスチック原料・製品、ゴム原料・製品、有機化学品、無機化学品等すべて	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	皮革・革靴(関税割当品目) かばん、ハンドバッグ 等	皮革:(1次)12%~16%、(2次)30% 革靴:(1次)17.3%~24%、(2次)30%又は2,400~4,300円/足の高い方 かばん、ハンドバッグ等:2.7%~18%
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ 等	毛皮、野球用グローブ等:6.7~30% ゼラチン、にかわ:17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品すべて	糸・織物・編物:2%~12.6%、ほか従量税 衣類:3.3~13.4%
非鉄金属	即時撤廃	銅、亜鉛、鉛、フェロアロイ、ニッケル等すべて	2%~7.5%、ほか従量税

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%~8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%~8%
化合織の糸・織物	即時撤廃	3.8%~8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%~12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%~8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%~12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%~12%

●日中韓経済連携協定について

日中韓FTAについて

1. これまでの経緯

2003年～2009年：民間共同研究を実施。
 2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の立上げを目指すことで一致。
 2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。
 2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。
 2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の立上げを宣言。
 2013年3月：第1回交渉会合を開催。
 2013年7月：第2回交渉会合を開催。
 2013年11月：第3回交渉会合を開催。
 2014年3月：第4回交渉会合を開催。
 2014年9月：第5回交渉会合を開催。
 2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長/局長会合）

2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント

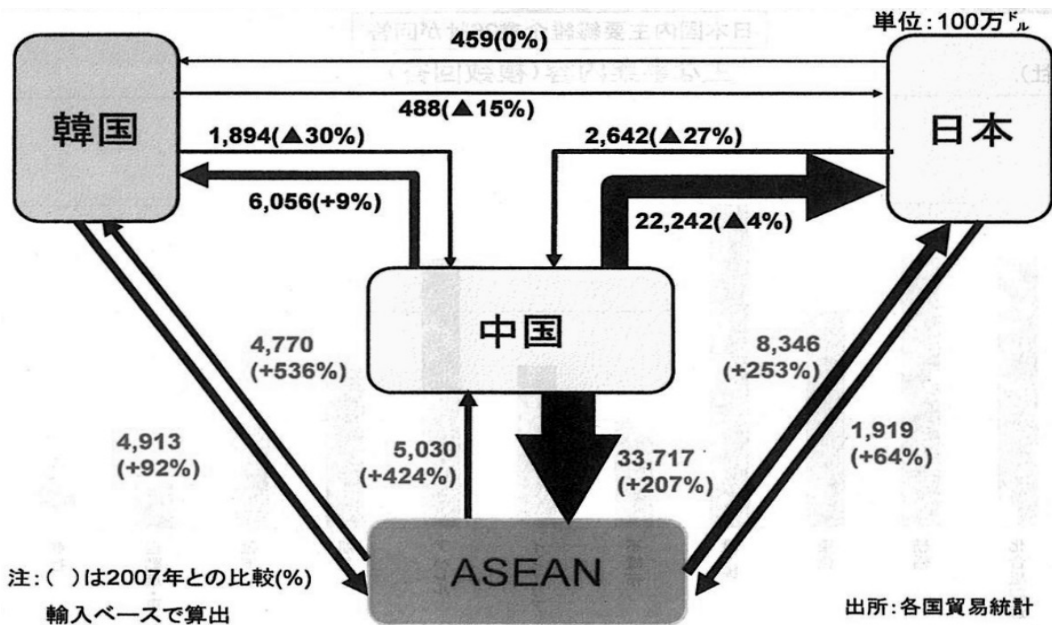
- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウィンの状況を目指す
- 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う

3. 今後の予定

- 次回(第12回)会合(局長/局長級会合及び首席代表会合)を調整中(於:日本)。

2017年4月：第12回交渉会合（東京）

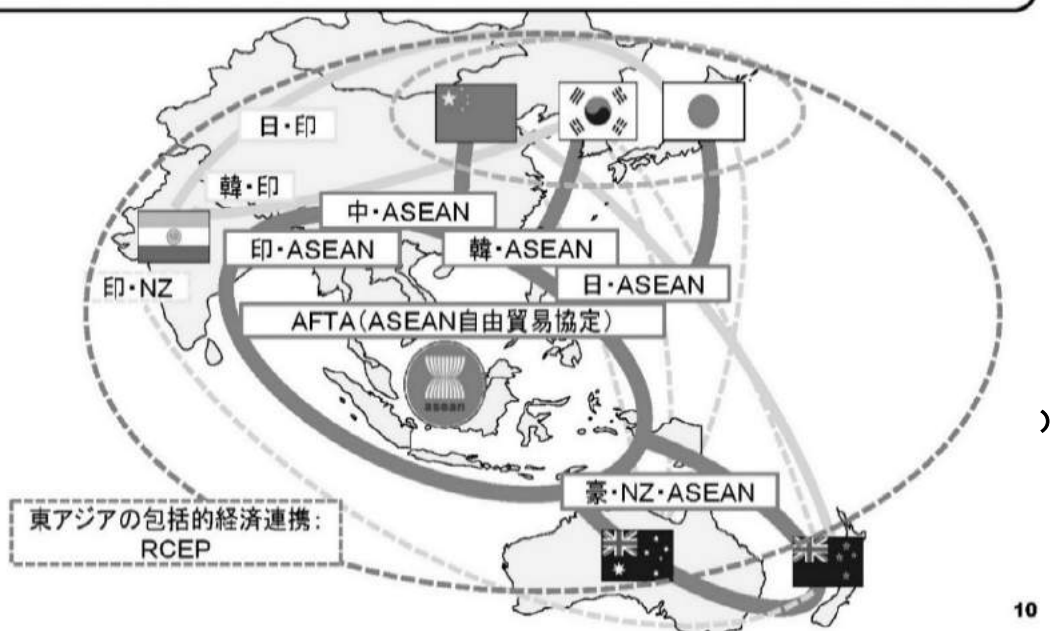
東アジアの繊維貿易フロー（2016年）





中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響

- ・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
- ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり



●日・RCEP経済連携協定について

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について

<p>1. これまでの経緯</p> <p>RCEPとは、既にASEANと「個々にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の閣僚会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化することがされた。</p> <p>2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み(RCEP)を採択。</p> <p>2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。</p> <p>2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。</p> <p>2013年5月：第1回交渉会合(於：ブルネイ)を開催。 8月：第1回閣僚会合(於：ブルネイ)を開催。 9月：第2回交渉会合(於：豪州)を開催。</p> <p>2014年：第3～6回交渉会合を開催。 8月：第2回閣僚会合(於：ミャンマー)を開催。</p> <p>2015年：第7～10回交渉会合を開催。 8月：第3回閣僚会合(於：マレーシア)を開催。 11月：ASEAN関連首脳会議(於：マレーシア)を開催。</p> <p>2016年：第11～16回交渉会合を開催。 8月：第4回閣僚会合(於：ラオス)を開催。 9月：ASEAN関連首脳会議(於：ラオス)において、RCEP首脳共同声明を发出。 11月：中間閣僚会合(於：フィリピン)を開催。</p> <p>2017年：第17回交渉会合(於：日本)を開催</p>	<p>2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」(2012年11月首脳会合)のポイント</p> <p>○ 交渉の原則(抄) 参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。</p> <p>○ 物品貿易 交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、(中略)高いレベルの関税自由化の達成を目指す。</p> <p>3. 「RCEP交渉に関する共同声明文」(2016年9月首脳会議) (抄)</p> <p>RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化するよう、閣僚及び事務方に指示する。</p> <p>4. 今後の予定</p> <p>2017年5月 第18回交渉会合(於：フィリピン)</p>
--	---

- 2017年7月：第19回交渉会合(インド)
- 2017年9月：第5回閣僚会議(フィリピン)
- 2017年10月：第20回交渉会合(韓国)
- 2017年11月：閣僚会合・首脳会合(フィリピン)

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。



●日・コロンビア経済連携協定について

日コロンビアEPAについて

○2012年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年12月に第1回交渉会合、2013年5月に第2回交渉会合、同10月に第3回交渉会合、
 2014年2月に第4回交渉会合、同5月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、
 同9月に第7回交渉会合、同10月に第8回交渉会合、同12月に第9回交渉会合、2015年3月に第10回
 交渉会合、同5月に第11回交渉会合、同7月に第12回交渉会合、同9月に第13回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2011年9月 : 日コロンビア首脳会談において、EPAに関する共同研究開始を決定。

2011年11月
～2012年5月 : 共同研究会合を全3回開催。

2012年7月 : 共同研究報告書の公表。

2012年9月 : 日コロンビア首脳会談において、日コロンビアEPA交渉開始に合意。

2012年12月 : 第1回交渉会合を開催。

2013年5月 : 第2回交渉会合を開催。

2013年10月 : 第3回交渉会合を開催。

2014年2月 : 第4回交渉会合を開催。

2014年5月 : 第5回交渉会合を開催。

2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。

2014年9月 : 第7回交渉会合を開催。

2014年10月 : 第8回交渉会合を開催。

2014年12月 : 第9回交渉会合を開催。

2015年3月 : 第10回交渉会合を開催。

2015年5月 : 第11回交渉会合を開催。

2015年7月 : 第12回交渉会合を開催。

2015年9月 : 第13回交渉会合を開催。

2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。
- ・貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに妥当な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブリティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。

○第5章 結論

- ・EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。
- ・できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

2016年は事務レベルでの非公式会合を開催

●日・カナダ経済連携協定について

日カナダEPAについて

○2012年3月の日加首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年11月に第1回交渉会合、2013年4月に第2回交渉会合、同7月に第3回交渉会合、
 同11月に第4回交渉会合、2014年3月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、
 同11月に第7回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2010年11月 : 日加首脳会談において、経済連携に前向きに対処することで意見が一致。

2011年3月
～2012年1月 : 日加EPAに関する共同研究会合を全4回開催。

2012年3月 : 共同研究報告書の公表。

2012年3月 : 日加首脳会談において、日加EPA交渉の開始に合意。

2012年7月 : 日加EPA交渉準備会合を開催。

2012年11月 : 第1回交渉会合を開催。

2013年4月 : 第2回交渉会合を開催。

2013年7月 : 第3回交渉会合を開催。

2013年11月 : 第4回交渉会合を開催。

2014年3月 : 第5回交渉会合を開催。

2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。

2014年11月 : 第7回交渉会合を開催。

2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・農林水産品に関するセンシティブリティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

○第5章 結論

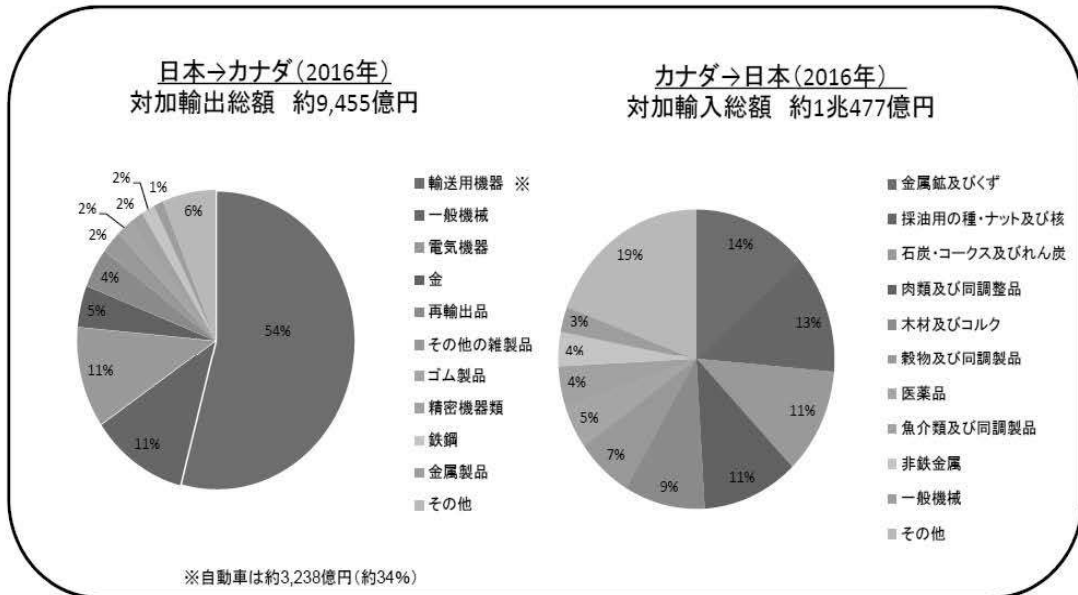
- ・包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・センシティブリティが双方に存在することに留意。

3. 今後の予定

次回(第8回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

日加の主要貿易品目

日加間の貿易は、日本はカナダから主に金属・鉱物、農産品及び木材を輸入し、日本はカナダに主に自動車や機械等の製造業品を輸出するという相互補完的關係にある。



日トルコEPAについて

1. これまでの経緯

- 2011年11月：G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA/FTA締結に向けての期待を表明。
- 2011年12月：訪日中のババジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA/FTAの協議を行いたい旨発言。
- 2012年7月：第1回日トルコ貿易・投資閣僚会合(玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣)において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。
- 2012年11月：トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。
- 2013年2月：東京で共同研究第2回会合を開催。
- 2013年7月：共同研究報告書を公表。
- 2014年1月：日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。
- 2014年6月：スコーピング協議。
- 2014年12月：第1回交渉会合を開催。(於：東京)
- 2015年4月：第2回交渉会合を開催。(於：トルコ)
- 2015年9月：第3回交渉会合を開催。(於：東京)
- 2016年1月：第4回交渉会合を開催。(於：トルコ)
- 2016年6月：第5回交渉会合を開催。(於：東京)
- 2017年1月：第6回交渉会合を開催。(於：トルコ)

2. 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント

- 日EU・EPAとの関係
両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。
- センシティブ品目の扱い
関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブ性を強調。
- 結論
特定の品目のセンシティブ性に留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらし、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。

3. 今後の予定

次回(第7回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

2017年9月：第7回交渉会合(東京)



●特許公開情報

11月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2017年12月公開分)

<12月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2017-214692	トヨタ紡織株式会社 大喜株式会社	織物
2	特開 2017-214691	トヨタ紡織株式会社 大喜株式会社	織物
3	特開 2017-214690	三菱ケミカル株式会社	セルロース系繊維及びその製造方法並びに該繊維を含む織編物
4	特開 2017-214685	東レ株式会社	ストレッチ織物
5	特開 2017-214679	株式会社能任七	織物の製造方法
6	特開 2017-213185	株式会社テイク・ビー	椅子及びこれを構成する座又は背もたれの製造方法
7	特許 6243562	ユニチカ株式会社	透明シート、該透明シートを含む防煙垂壁、及び透明シートの製造方法
8	特許 6241515	タカタ株式会社	シートベルト用ウェビング

<11月追加分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2017-10712	明電ケミカル株式会社	不燃性シート
2	特開 2017-10699	トヨタ紡織株式会社 大喜株式会社	織物、意匠織物の製造方法及び内装材の製造方法
3	特開 2017-09897	株式会社豊田自動織機	繊維強化樹脂部品のフランジ製造方法及び繊維強化樹脂部品のフランジ構造

4	特許 6239173	ニホンハンダ株式会社	金属製部材接合用シート、金属製部材の接合方法および金属製部材接合体
5	特開 2017-06803	ライフエンホイザー・ゲゼルシャフト・ミト・ベシュレンクテル・ハフツング・ウント・コンパニー・コマンデイトゲゼルシャフト・マシイネンファブリーク (ドイツ)	無端フィラメントから成る不織布を製造するための装置及び方法
6	特開 2017-06801	サンコ テキスタイル イスレットメレリ サン ベティク エーエス (トルコ)	酵素集合体を使用する染色織布を製造する方法
7	特開 2017-06797	ユニチカトレーディング株式会社	織編物
8	特開 2017-06776	東レ株式会社	凹凸織編物
9	特開 2017-06306	ハングク カーボン カンパニー リミテッド (韓国)	補強材の材質変更により疲労抵抗性能が改善された可とう性を有する液化ガス貯蔵タンク用2次ガスバリア
10	特開 2017-06008	サンコ テキスタイル イスレットメレリ サン ベティク エーエス (トルコ)	細菌由来バイオポリマー層を含む複合織布
11	特開 2017-05917	株式会社イックス	複合シート材及び同複合シート材の製造方法
12	特開 2017-05684	東洋紡株式会社	水処理システム
13	特開 2017-05297	稲垣 宗員 (徳島県)	タオル



綿工連 2017年(平成29年) 一年の動き

- 1月12日…………… 日本繊維産業連盟査委員会(東京・繊維会館)
- 1月17日…………… 第108回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 1月18日…………… 日本繊維産業連盟役員総会(東京・グランドプリンスホテル高輪)
- 1月27日…………… SCM推進協議会理事会(東京・TFTビル)
- 2月16～17日……… ビワカタシマ2018春夏素材展 東京展(東京・青山ふくい291)
- 2月21～22日……… 播州織メッセ2017(東京・青山TEPIA)
- 2月23～24日……… 遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 2月27日…………… 第109回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 3月 2～ 3日……… ビワタカシマ春夏素材展 大阪展(大阪・綿業会館)
- 3月 3～ 4日……… 綿工連綿's倶楽部全国交流会(岡山・ダイヤモンド瀬戸内マリンホテル)
- 3月10日…………… 一般財団法人日本綿スフ機業同交会理事会、綿スフ工連、綿工連正副理事長(正副会長)会議(大阪・綿業会館)
- 3月28日…………… 第110回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 4月 6～7日……… 第5回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 4月22日…………… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・コンファレンスプラザ大阪御堂筋)
- 4月28日…………… 綿スフ工連・綿工連・一般財団法人日本綿スフ機業同交会3団体について
監事監査(東京)
- 5月 9～10日……… JFW-Premium Textile Japan2018 S/S(東京国際フォーラム)
- 5月11日…………… 綿スフ工連・綿工連理事会(大阪・綿業会館)
- 5月25日…………… 第111回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 5月26日…………… 綿スフ工連・綿工連通常総会・理事会、
一般財団法人日本綿スフ機業同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)
- 6月13日…………… SCM推進協議会総会(東京・TFTビル)
- 6月23日…………… SCM推進協議会取引改革委員会(東京・TFTビル)
- 6月27日…………… 第112回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 6月29～30日……… ジェトロ欧米向けテキスタイル輸出展示商談会(東京・ジェトロ本部)
- 6月30日…………… 日本アパレル・ファッション産業協会総会(東京・東京ミッドタウン)
- 7月24日…………… 第113回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 7月27日…………… 織産連常任委員会(東京・東海大学校友会館)
- 8月26日…………… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 8月30日…………… SCM推進協議会取引改革説明会(東京 TFTビル)
- 9月15日…………… 近畿以西事務局会議(播州)
- 9月22日…………… 第114回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 9月28～29日……… 綿スフ工連広幅先染専門委員会(広島、備中・福山ニューキャッスルホテル)



- 10月 6日…………… 臨時繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 10月30日…………… 第115回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 11月 9日…………… 綿スフ工連・綿工連・一般財団法人日本綿スフ機業同交会3団体について
監事監査(東京)
- 11月10～11日………綿工連綿's倶楽部「第4回機屋の直売会」(レンタルスペース“さくら”中目黒)
- 11月16日…………… 第7回日中韓繊維産業協力会議(大阪・帝国ホテル)
- 11月28～29日………JFW-Premium Textile Japan 2018 S/S、JFW-Japan Creation 2018
(東京国際フォーラム)
- 11月30日…………… 第116回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 12月 2日…………… 綿工連綿's倶楽部委員会(東京)
- 12月11日…………… 紡績経営者セミナー(大阪・綿業会館)
- 12月12日…………… 繊維産連常任委員会(東京・東海大学校友会館)
- 12月14日…………… SCM推進協議会取引改革委員会(東京・TFTビル)

1月以降の行事

- 1月12日…………… 繊維産連監査委員会(東京・繊維会館)
- 1月16日…………… 繊維産連役員総会・賀詞交換会(東京・東京プリンスホテル)
- 1月25日…………… SCM推進協議会理事会(東京・TFTビル)
- 1月25～26日………ピワタカシマ2018春夏素材展 大阪展(大阪・綿業会館)
- 1月29日…………… 第117回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 2月15～16日………ピワタカシマ2018春夏素材展 東京展(東京・ふくい南青山291)
- 2月22～23日………遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 3月 2日…………… 綿工連綿's倶楽部全国交流会(今治タオル産地)
- 3月 7～8日……… 播州織総合素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 3月12日…………… 一般財団法人日本綿スフ機業同交会理事会、綿スフ工連、綿工連正副理
事長(正副会長)会議(大阪・綿業会館)
- 4月 5～6日……… 第6回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 5月 9～10日……… JFW-Premium Textile Japan 2019S/S(東京国際フォーラム)
- 5月11日…………… 綿スフ工連・綿工連理事会(大阪・綿業会館)
- 5月25日…………… 綿スフ工連・綿工連通常総会・理事会、
一般財団法人日本綿スフ機業同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)



“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。

